

# 大崎市情報公開条例の解釈と運用

## 第1章 総則

### 第1条（目的）関係

#### （目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を保障し、公文書の開示を請求する権利及び市の保有する情報の公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民による市政の監視と参加を促進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、透明で開かれた市政、公正で効率的な市政の一層の推進に寄与することを目的とする。

#### 〔趣旨〕

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、併せて条例の解釈及び運用の指針となるものである。

#### 〔解釈〕

##### 1 「知る権利」について

地方自治の本旨に基づく住民自治を全うするためには、市の保有する情報は、市民に公開される必要があるとの認識のもと、「知る権利」が情報公開を進める上で果たしてきた役割は高く評価されるべきであり、情報公開の基礎付けのひとつとして、象徴的な意味を持たせて目的に明記したものである。

##### 2 「公文書の開示」とは、実施機関が開示請求者に対して公文書を閲覧、視聴に供し、又はその写しの交付その他の物品の供与を行うことをいう。

##### 3 「公文書の開示を請求する権利」とは、市（実施機関）が保有する公文書について、当該公文書の開示を請求する市民の権利を設定するものである。そして、条例で定める要件を満たした公文書の開示の請求に対しては、実施機関は、当該公文書の閲覧、視聴、写しの交付その他物品の供与に応じなければならない条例上の義務を負うものである。

なお、実施機関の公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書を開示しない旨の決定、第10条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）に対し、請求者が不服の場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく救済の道が開かれるものである。

4 「市の保有する情報の公開の総合的な推進」とは、公文書の開示の制度を確立するとともに、情報提供施策や情報公表制度の充実に努めるため、例えば、市の保有する情報を市民にインターネットにより提供する等多種多様な手段により、適切に市の保有する情報を市民に提供することをいう。

5 「説明する責務」について

民主主義の健全な発展のためには、市政を信託した市民に対し、市がその諸活動の状況を具体的に明らかにし、わかりやすく説明することが不可欠である。この「説明する責務（説明責任）」を全うするための制度が情報公開制度であるとの認識から、市の「説明する責務（説明責任）」を目的に明記したものである。

6 「市政の監視と参加」について

公正で開かれた市政の発展のためには、常に、市の諸活動に対し批判する機会と行政運営への参加の機会が確保されなければならないことから、市民による「市政の監視と参加」を目的に明記したものである。市民が市政を注視し、市に対し説明を求め、又はその説明を聞き、市政に対する意見を形成し、市政が適正に行われることを促すために、その意見を適宜の形で表明することは、公正で開かれた市政の発展には、必要不可欠なものである。

7 「効率的な」とは、単なる事務処理上の視点からの用語ではなく、地方自治、住民自治の視点から「効率的な」と用いられたものである。

#### 〔運用〕

1 公文書の開示は、市民の開示請求権に基づいて行われる。したがって、この条例に定める要件を満たした公文書の開示の請求に対しては、実施機関は原則としてその求めに応じなければならない条例上の義務を負い、また、実施機関の決定に対して不服のある請求者には、法的な権利救済の途が開かれているものである。

2 この条例により制度化された情報公開制度は、市政の主権者という地位から発生する権利を保障しようとするものであることから、全市民が公平に同一の結果が得られなければならない。したがって、請求した市民の特性に応じて結果の異なるものは、この制度の範囲外である。（仮に、この情報公開制度によって市民から自己の情報に関して公文書の開示の請求があった場合には、第7条第2号の個人に関する情報に該当し、不開示と決定することとなるので、請求の内容を的確に把握するとともに、常に個人情報保護制度を念頭に置いた運用が求められる。）

## 第2条（定義）第1号関係

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）実施機関 市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに大崎市土地開発公社（以下「公社」という。以下同じ。）をいう。

〔趣旨〕

- 1 本条第1号は、この条例により情報公開制度を実施する機関について定めたものである。
- 2 各実施機関は、この条例に基づく事務を自らの判断と責任において管理し、執行する義務を負うものである。

〔解釈〕

- 1 この条例における「実施機関」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）により独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関をいい、各実施機関の行政組織関係規則、定款等により定められている本庁各課、総合支所及び附属機関等の全体を含む。
- 2 「公営企業管理者」とは病院事業管理者をいい、水道事業に関しては、管理者を設置せず市長自ら管理していることから、市長としての実施機関に含まれるものである。
- 3 福祉事務所長、建築主事は、一定の事務について独自の権限を有するが、情報公開については、市長を実施機関とするものである。

〔運用〕

各実施機関内部における公文書の開示に関する事務の分掌は、それぞれの実施機関の行政組織関係規則、事案決裁規程等の定めるところによる。

なお、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づく市が設立した地方独立行政法人についても、当該法人との協議により実施機関に組み入れることができるものとする。

## 第2条（定義）第2号関係

(2) 公文書 実施機関の職員（公社にあっては役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第13条において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他市の機関において、歴史的又は文化的な資料として特別な管理がされているもの

### 〔趣旨〕

本条第2号は、この条例の対象となる「公文書」の範囲を定めたものであり、公文書の概念をその形態及び文書事務の面から明らかにし、その範囲を限定したものである。

### 〔解釈〕

1 「実施機関の職員」とは、市長、行政委員会の委員、監査委員、公営企業管理者及び市が設立した公社の役員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいう。

2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得したという趣旨である。

「職務上」とは、実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいう。

なお、「職務」には、国等が、法律又はこれに基づく政令により市長その他の実施機関に委任した事務（機関委任事務平成12年4月1日の地方自治法の改正により廃止）、法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（法定受託事務）及び地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により実施機関若しくは実施機関の職員が受任し、又は補助執行している事務を含むものである。ただし、実施機関の職員が、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条第1項の規定により従事している地方共済組合の事務、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第1

3 条第 1 項の規定により従事している地方公務員災害補償基金の事務等は含まれない。

3 「文書、図画及び電磁的記録」とは、条例の対象となる公文書の範囲を情報の記録媒体の面から定めたものであり、具体的には、次のとおりである。

(1) 文書 起案文書、供覧文書、復命書、台帳、帳票類、刊行物等

(2) 図画 地図、図面、設計図、写真(印画紙に焼き付けたもの(ネガフィルムを含む。))、スライドフィルム(幻燈用スライドフィルム)、マイクロフィルム((1)及び(2)を撮影したマイクロフィルム)

(3) 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)具体的には、磁気テープ、磁気ディスク、録音テープ等をいう。

4 「組織的に用いるもの」とは、業務上必要なものとして係長に相当する職以上の職にある者と他の職員が共有し、保有しているものをいう。したがって、職務に関連して職員が個人的に作成し、又は取得した備忘的メモ、参考資料等又は電磁的記録は、この条例の対象とはならないものである。ただし、必要に応じて起案文書等に添付された場合は、当該資料等を含め対象公文書となるものである。

5 「実施機関が保有しているもの」とは、実施機関がそれぞれ定める文書取扱規程等の規定するところにより保管し、又は保存されているものをいう。したがって、実施機関の職員が個人的に作成し、又は取得したメモや参考資料等は、通常は公的支配に属さないものでありそれ自体は公文書に含まれないが、他の公文書に添付された場合は公文書として条例の対象となる。

6 ただし書アについては、「販売することを目的として発行されるもの」は、市販されており、条例の対象とする必要がないことによるが、無償で配布される広報などは適用除外とはならない。

7 ただし書イについては、歴史的又は文化的価値を有する貴重な文書の保存や学術研究への寄与等への観点から、その取扱いを個別の規定に委ねるものである。

#### 〔運用〕

1 公文書については、文書取扱規程等に基づき保管・保存することとなるが、この条例の施行に伴い、より一層の適正管理に努めるものとする。

2 公文書は、すべて正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかにしておくとともに、文書取扱規程等に基づき編集及び製本を行い、保管・保存を適正に行うこと。

### 第3条（実施機関の責務）関係

#### （実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の知る権利を十分尊重し、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

#### 〔趣旨〕

- 1 本条は、実施機関の責務を定めたものである。
- 2 本条後段は、情報公開制度が原則公開を基本理念とするものであっても、個人に関する情報については、基本的人権の尊重の観点から最大限の配慮をしなければならないという趣旨である。

#### 〔解釈〕

- 1 「この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の知る権利を十分尊重し、その保有する情報を積極的に公開」とは、条例の解釈及び運用に幅がある場合や疑義がある場合には、市民の権利を尊重する立場に立って判断することを定めたものであり、この条例の基本理念である原則公開の精神にのっとり、条例の各規定を適正に履行しなければならないことをいう。特に、次の事項に留意するものとする。
  - (1) 第7条各号、第8条、第9条又は第10条に規定する公文書に該当するかどうかの判断に当たっては、「原則公開」の基本理念に基づき、また、市民への説明責任の観点から適正に判断しなければならない。
  - (2) 開示決定等（第11条第1項）、決定の通知（同条第2項）、開示の実施（第13条）、審査会への諮問等（第16条の2）、諮問した旨の通知（第17条）等の手続においても、迅速に対応しなければならない。
- 2 「個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」とは、原則公開を基本とする情報公開制度の下においても、通常他人に知られたくない個人に関する情報（いわゆるプライバシーに関する情報）の保護については、基本的人権の尊重という観点から最大限の配慮をしなければならないということである。

#### 〔運用〕

- 1 第7条第2号に規定する個人に関する情報については、この条例の運用に当たり、本条の趣旨に即して慎重に取り扱うこととする。

- 2 個人に関する情報が記録されている公文書の管理については、特に十分な配慮を払わなければならない。
- 3 実施機関は、公文書の開示をする場合、請求者に対し、公文書の開示によって得た情報を適正に使用するよう啓発に努めるものとする。

#### 第4条（利用者の責務）関係

（利用者の責務）

第4条 公文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使し、情報公開の円滑な推進に努めるとともに、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

##### 〔趣旨〕

本条は、公文書の開示を請求しようとするものの責務を定めたものである。

##### 〔解釈〕

- 1 「この条例により保障された権利を正当に行使し」とは、公文書の開示を請求しようとするものは、公文書の開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならないということであり、いやしくも、他人の権利及び利益の侵害その他この条例の目的に反して使用してはならないほか、情報公開の円滑な推進に協力しなければならないということである。
- 2 「この条例の目的に即して」とは、第1条に掲げる市民の市政への参加を促進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政、公正で効率的な市政の一層の推進に寄与するという条例の目的に従ってという趣旨である。
- 3 「適正に使用しなければならない」とは、社会通念上の良識に従って使用しなければならないということであり、他人の権利や利益を侵害したり、その他この条例の目的に反して使用してはならないという趣旨である。

##### 〔運用〕

- 1 実施機関は、公文書の開示によって得られた情報が明らかに不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められた場合には、当該使用者にその情報の使用の中止を要請するものとする。
- 2 実施機関は、公文書の開示によって得られた情報が不適正に使用されたと認めるときは、当該不適正使用者に対し厳重に注意をするとともに、以後、その者からの請求に対

しては特に慎重に対応するよう留意するものとする。

## 第2章 公文書の開示

### 第5条（開示請求権）関係

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

#### 〔趣旨〕

本条は、この条例により公文書の開示を請求する権利を付与され、その権利に基づき公文書の開示を請求することができるものの範囲を定めたものである。

#### 〔解釈〕

- 1 交通・通信手段や情報網の発展により、人や物などの交流が広域にわたって行われており、市政に関心と関わりを有する者は市民に限られるものではなく、公文書の開示を請求する権利をあえて市民に限定する実質的理由が乏しく、広く市外居住者等にも公文書の開示請求権を認めることは、より開かれた市政の一層の推進に資するものである。
- 2 「何人も」とは、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、訴訟上当事者適格が認められるような「法人格なき社団等」（民事訴訟法第29条）も含まれる。

#### 〔運用〕

- 1 代理人による請求については、代理関係を確認するものとする。
- 2 未成年者又は成年被後見人であっても、自ら開示請求をすることができる場合は、公文書の開示の請求をすることができる。開示を受けた公文書の意義、内容等を理解でき、かつ、費用負担の能力があるものと認められる場合は、単独の開示請求を認めることとし、それ以外については、親権者等法定代理人が請求するものとする。

### 第6条（開示請求の手続）関係

（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- （1）開示請求をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所

又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公文書の件名その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

#### 〔趣旨〕

本条は、公文書の開示請求の具体的な手続を定めたものであり、公文書の開示を請求する場合は、本条第1項各号に定める事項を記載した開示請求書を提出しなければならないとする趣旨である。

#### 〔解釈〕

##### 1 第1項

(1) 公文書の開示の請求は、開示請求者が権利の行使として、実施機関に公文書について開示決定等の行政処分を法的に求める手続であり、場合によっては、不服申立て又は行政事件訴訟になることも予想されるため、事実関係を明確にしておく必要性から請求の手続を書面により行うこととしたものである。

(2) 「提出」とは、開示請求書を市政情報センター及び市政情報コーナー(以下「情報公開窓口」という。)に提出することをいい、公文書を保有する課(以下「主管課等」という。)において、情報公開窓口の指導を受けながら開示請求書を受け取った場合を含むものであること。

(3) 「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体等であって、法人格を有しないが当該団体の規約及び代表者の定めがある団体を含む。

(4) 「実施機関が定める事項」とは、公文書の開示の方法等をいうものである。

##### 2 第2項

「相当の期間」とは、社会通念上必要とされる期間をいい、個々具体的な事案によって判断することとなるものである。

#### 〔運用〕

1 本条第1項に規定する提出については、遠隔地の請求者の利便性等に配慮し、開示請求書に限り郵送又はファクシミリを利用して提出することができるものとする。

- 2 本条第1項第2号に規定する公文書の件名その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項については、日本語により記載するものとする。
- 3 公文書の開示に係る具体的な事務の取扱いについては、それぞれの実施機関が定める規則又は規程（以下「規則等」という。）及び大崎市公文書開示事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）に定めるところにより行うものとする。

## 第7条（公文書の開示義務）本文関係

### （公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

#### 〔趣旨〕

- 1 本条は、公文書の開示請求に対して、実施機関は公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、公文書の開示をしなければならない義務について定めたものである。
- 2 本条の基本的な考え方は、公文書の開示を請求しようとするものの請求する権利と請求された公文書に情報が記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

#### 〔解釈〕

- 1 本条各号は、原則公開の例外を規定したもので、合理的な理由のある必要最小限の情報を、可能な限り限定的かつ明確に類型化したものである。
- 2 「公文書を開示しなければならない」とは、請求のあった公文書に本条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、実施機関に公文書を開示しなければならない義務を課すものである。

#### 〔運用〕

- 1 本条と地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項に規定されている公務員の守秘義務との関係については、次のように考えられる。

本条は、公文書における不開示情報の範囲を定めているのに対して、守秘義務は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであって、両者はその趣旨及び目的を異にしている。

しかし、本条各号に掲げる情報の範囲は、一般的には守秘義務の範囲を含むものと考え

えられるので、本条各号のいずれにも該当しないとして公開される情報は、守秘義務の対象である秘密には当たらないものである。

- 2 地方自治法第100条第1項、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第220条、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2第2項、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定等のように、法令の規定により、実施機関に対して、公文書の提出又は閲覧等が要求されることがある。これらの要求は、情報公開による請求とは異なるので、本条各号に該当するかどうかをもって当該要求に応ずるかどうかを決定することはできない。これらの要求の目的、対象公文書の内容、法令の趣旨等を総合的に判断して個別具体的に諾否を決定することとなる。
- 3 本条各号に該当すると考えられる情報が記録されている公文書については、常に公文書すべての開示ができないものであると固定的に考えることはできないのであり、部分開示となる場合や開示請求の時期によっては、公文書の開示ができる場合もあり得ること、さらに、第9条による公益上の理由により裁量的に開示ができる場合もあり得ることに留意する必要がある。

## 第7条（公文書の開示義務）第1号関係—法令秘に関する情報

### （1）法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

#### 〔趣旨〕

本号は、法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報が記録されている公文書は、この条例においても公文書の開示をしないことを定めたものである。

#### 〔解釈〕

- 1 「法令」とは、法律、政令、省令その他の命令をいう。
- 2 「公開することができないとされている情報」とは、法令の規定により明らかに公開することができないと定められている情報のほか、法令の趣旨、目的から公開できないと認められる情報をいい、次のような情報をいう。
  - (1) 明文の規定で公開が禁止されている情報
  - (2) 個別法により守秘義務の対象とされている情報
  - (3) 手続の公開が禁止されている調停、仲裁等に関する情報
  - (4) その他法令の趣旨及び目的から公開することができないと明らかに認められる情報

〔運用〕

本号に該当すると考えられる例としては、次に掲げるものがある。

分類	根拠法令等	開示できない情報	具体例
明文の規定により公開が禁止されている情報	大崎市印鑑の登録及び証明に関する条例第16条	印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類	印鑑登録原票，印鑑登録証交付申請書，登録廃止・忘失届
	大崎市認可地縁団体印鑑条例第16条	印鑑登録原票その他登録印鑑に関する書類	印鑑登録原票，印鑑登録証交付申請書，登録廃止・忘失届
目的外使用が禁止されている情報	統計法第40条	統計を作成するために集められた調査票	統計調査票
守秘義務が課せられている情報	地方税法第22条	地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が，その事務に関して知り得た秘密	市県民税申告書，給与支払報告書，課税台帳，評価調書，滞納整理簿
	医療法第86条	診療録又は助産録の検査に関して知り得た医師，歯科医師又は助産師の業務上の秘密又は個人の秘密	
	刑法第134条	医師，薬剤師，医療品販売業者，助産師，弁護士，弁護人又は公証人等が，その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密	診療録（カルテ），処方箋
	統計法第41条	統計調査に関する事務に従事する者又は統計調査員等が，その職務執行に関して知り得た人又は法人等の秘密に属する事項	統計調査資料

臨床検査技師等に関する法律第19条	その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密	
視能訓練士法第19条	その業務上知り得た人の秘密	
住民基本台帳法第35条	住民基本台帳に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密	
公職選挙法第227条	選挙人の投票した被選挙人の氏名等	
理学療法士及び作業療法士法第16条	その業務上知り得た人の秘密	ことばの教室ケースファイル 心身障害児ケースファイル
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第73条	医師が、感染症の患者であるかどうかに関する健康診断又は感染症の治療に際して知り得た人の秘密	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第86条第2項	法律に基づいて得た他人の業務上の秘密	
労働安全衛生法第104条	健康診断及び面接指導の実施の事務に従事した者が、その実施に関して知り得た労働者の秘密	職員健康診断個人票
中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第3条	中小企業支援事業に従事する者又は従事した者が、その業務上取り扱ったことに関して知り得た秘密	商店経営相談書類、商店街造成診断書類、工場経営相談書類、工場経営診断書類

	児童虐待の防止等に関する法律第7条	福祉事務所の職員が児童虐待に関して職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるもの	相談記録票
--	-------------------	--	-------

## 第7条（公文書の開示義務）第2号関係一個人に関する情報

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、公社の職員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

### 〔趣旨〕

1 本号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大

限に保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得るような情報が記録されている公文書については、公文書の開示をしないことを定めたものであり、併せて特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのある情報が記録されている公文書についても、開示をしないことを定めたものである。

- 2 本号では、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は、包括的に開示をしないこととした。ただし、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報、又は当該個人が公務員等（国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員、公社の職員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分については、不開示情報には該当しないこととしたものである。

#### 〔解釈〕

- 1 「個人に関する情報」とは、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、成績、職歴、住所、電話番号、家族状況、親族関係、所得、財産等個人に関するすべての情報をいう。個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報なども含まれる。
- 2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、本号から除き、第3号の規定により判断することとしている。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人情報（家族状況等）は、本号により公文書の開示をすかどうかの判断が行われることとなる。
- 3 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人が識別することができるもの」とは、当該情報から特定の個人が明らかに識別でき、又は識別できる可能性のあるものをいい、次のような情報をいう。
  - (1) 氏名、住所等その情報から直接的に特定の個人が識別されるもの
  - (2) 他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得るもの
- 4 「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）がこれに該当する。

5 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。照合の対象となる「他の情報」としては、本条例が「何人」にも開示請求権を認めていることからすると、一般に容易に入手し得る情報だけでなく、当該個人の同僚や親戚等のみ知り得る情報も含まれる。

6 「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」とは、個人識別性のある部分を除いて公開して財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報をいう。

例えば、カルテ、反省文などそれ自体に氏名等の記載が無く個人識別性がない場合であっても、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であるときや、個人の著作物であって個人識別性が認められない未発表の研究論文等の情報が該当するものである。つまり、仮に個人識別性のない個人情報であっても、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれのあるものがあれば、これを不開示とする合理的な必要性が認められるので、加えて不開示情報として明示したものである。

7 「法令若しくは条例の規定により・・・公開され、又は公開することが予定されている情報」とは、法令の規定により何人でも閲覧することができることと定められている個人に関する情報が公文書の一部に含まれているときは、その部分については何人でも容易に入手できる情報であるから、不開示情報には該当しないということであり、閲覧を利害関係人にのみに限って認めているものは含まない。

なお、法令に何人でもと規定されていても、請求の目的等により制限されている場合は、実質的には何人にも閲覧を認めるという趣旨でないと解されるので、この規定には該当しない。

8 「・・・慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」とは、一般に公表されている、又は公表することが予定されている情報であり、これを公開しても、一般に個人のプライバシーを侵害するものではないと認識される情報又は個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられるものが該当するものである。例えば、被表彰者の氏名、市主催で行われる懇談会等に出席した相手方の職、氏名などがこれに当たるものである。その他この情報に該当するもの

としては、次のようなものがある。

- (1) 公表することを目的として作成された情報
- (2) 当該個人が公表されることについて了承し、又は公表されることを前提として提供した情報
- (3) 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報
- (4) 従来から慣行上公表している情報であって、公表しても社会通念上、個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められるもの

9 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は、これを開示することにより、個人の権利利益に優越する場合があると考えられるので、これを例外開示情報としたものである。「公開することが必要であると認められる情報」とは、不開示により保護される利益と開示により保護される利益とを比較衡量し、後者が優越する場合をいう。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産にも保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じて慎重に検討する必要がある。なお、人の生命、健康、生活又は財産の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定により図られる。

10 公務員等の個人に関する情報は、当該個人のプライバシー保護の観点から不開示とするが、開示請求のあった公文書の中に記載され、又は添付された職務遂行に係る情報のうち、公務員等の職、氏名及び職務の内容に関する情報は、実質的なプライバシーには該当しないと解され、市はその諸活動を市民に説明する責務を全うする立場からも公開とするものである。独立行政法人等は、国とは別の法人格を有するが、従来、国の一部を構成していたものであり、現在も国から事務事業等の委託を受ける等、公益性の高い事務事業を遂行している。また、地方独立行政法人法の成立を受け、今後、各地方公共団体で設立され、又は設立を検討することになると考えられるが、その構成及び取り扱う事務事業の性質は、独立行政法人等と同様である。このことから、独立行政法人等は国と、地方独立行政法人は地方公共団体と同列の機関として位置付け、取扱いを同じくしたものである。

11 「公務員」は、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わないものであること。

12 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。例えば、行政処分その他の

公権力の行使に係る情報、職務としての会議の出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。「職務の遂行に係る情報」は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであり、例えば、公務員の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、身分取扱いに係る情報などは、当該職員にとっては、その「職務の遂行に係る情報」に該当しない。

〔運用〕

- 1 個人に関する情報は、一度公開されると本人に回復し難い損害を与えることがある。このため、条例第3条において、「実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定したところであり、個人のプライバシーに関する情報は、個人の尊厳の確保及び基本的人権の尊重の観点から最大限に保護されなければならない。
- 2 特定の個人が識別され得るのは、通常住所及び氏名により行われるので、これらが記録されている公文書の場合は、おおむね本号に該当すると考えられる。ただし、氏名、住所等を除くことにより、特定の個人が識別され得ることなく、さらに公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがない場合で、かつ、請求の趣旨が損なわれない程度に公文書の一部を分離することができるときは、当該氏名、住所等を除いたその他の部分について公文書の開示をしなければならない。
- 3 本号本文に該当すると考えられる例としては、次に掲げるものがある。

大分類	小分類	公開することができない情報の具体例
戸籍的事項に関する情報		氏名、住所、性別、生年月日、出身地、国籍、本籍、父母・兄弟等の親族関係、続柄、婚姻、離婚、離縁、認知、養子縁組、成年被後見人、被保佐人、死亡等に関する情報
経歴、成績に関する情報	学歴に関する情報	学校名、入学・卒業年度、在学期間、退学、休学、停学、自治会活動・クラブ活動等の課外活動等に関する情報
	職業、職歴に関する情報	会社名、事業名、職種、職位、就職・退職年度、在職期間、昇格・降格・配置転換等、職務の実績、職務上の資格、解雇・停職等の処分に関する情報
	能力、成績に関する情報	学業成績、勤務成績、各種試験成績、その他個人の知識・技術・能力等に関する情報
	その他経歴に関する情報	受賞歴、犯罪歴、違反歴、補導歴、厚生施設・社会福祉施設等への入所歴等に関する情報

心身状況に関する情報	心身障害に関する情報	精神障害の有無・程度，身体障害の有無・障害の部位・程度等に関する情報
	疾病，負傷に関する情報	傷病名，傷病歴，傷病の原因等に関する情報
	検査，診療に関する情報	検診結果，検査名，検査の結果，傷病の所見，看護記録，訓練記録，治療の内容・方法（投薬の有無・内容，通院・入院の別等）等に関する情報
	その他心身に関する情報	性格，性質，健康状態，血液型，体格，運動能力等に関する情報
財産状況に関する情報		資産の内容（不動産・動産の種類・価格，債権・債務の内容等），収入（給与所得・譲渡所得等の所得金額，補償金等の収入金額等）に関する情報
生活状況に関する情報	家庭状況に関する情報	家族構成，扶養関係，同居・別居の別，父子・母子家庭である事実，里親・里子である事実等に関する情報
	居住状況に関する情報	住居の間取り，持家・借家の別，同居人数，居住期間等に関する情報
	社会的活動状況に関する情報	各種団体加入の有無，各種行事・運動等への参加等に関する情報
	その他生活状況に関する情報	個人の暮らし向き，要保護世帯・生活保護受給者である事実，私人間の紛争・交際，住宅相談・税務相談の内容，苦情・要望等の内容，趣味・嗜好等に関する情報
その他特定の個人が識別され得る情報		電話番号等に関する情報

4 本号ただし書に該当する例としては，次に掲げるものがある。

大分類	小分類	情報の具体例		
		根拠条文	該当する情報の例	記載内容
法令の規定により公にされ，又は公にすることが予定されている情報	公証に関するもの	商業登記法第 10 条，第 11 条	株式会社登記簿等の商業登記簿に記録された情報	目的，商号，取締役等の氏名・住所，資本金の額等
		不動産登記法第 119 条	土地登記簿，建物登記簿に記録された情報	登記権利者の氏名・住所，登記原因，所在，土地の地目・地積，建物の種類・構造・床

				面積等
		著作権法第 78 条, 第 88 条, 第 104 条	著作権登録原簿, 出版権登録原簿, 著作権隣接権登録原簿に記録された情報	著作物の題号, 実演等の名称, 著作者の氏名・国籍等
		海事代理士法第 14 条	海事代理士名簿に記録された情報	海事代理士の氏名・生年月日
	資格に関するもの	公職選挙法第 192 条	選挙収支報告書に記録された情報	候補者に対して寄附した者の氏名・住所・寄附金額
	その他	建築基準法第 93 条の 2	建築計画概要書に記録された情報	建築主の氏名・住所, 建築物の概要等
		都市計画法第 47 条	開発登録簿に記録された情報	開発許可を受けた者の氏名, 予定建築物の用途

大分類	小分類	情報の具体例
慣行として公にされ, 又は公にされることが予定されている情報	公表することについて, 本人が同意している情報	選挙公報に登載するために候補者から提供された情報(経歴, 政見等), 市の刊行物への寄稿, 議会に対する請願, 市に対する要望書・ボランティア名簿等で本人が公表することに同意しているもの
	個人が自主的に公表した資料から何人でも知ることができる情報	出版物に記載された著者名・著者経歴等
	従来から公表されており, かつ, 今後とも公開しないと理由のないことが明らかである情報	受賞者名簿, 附属機関等の委員名, 発令後の人事異動, 市職員の氏名・所属, 官報等に登載された国家試験合格者・弁護士・税理士の氏名等
公務員等の職務遂行にかかる情報	職務遂行に係る情報のうち, 従来から公表され, 社会通念上からも実質的なプライバシーに該当しないと解される情報	公務員の職, 氏名, 職務の内容に係る情報

## 第7条（公文書の開示義務）第3号関係—法人等に関する情報

（3） 法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体，公社及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公開することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし，事業活動によって生じ，又は生ずるおそれのある危害から人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公開することが必要であると認められる情報を除く。

### 〔趣旨〕

- 1 本号は，法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保障しようとする趣旨であり，公開することにより法人等又は事業を営む個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報が記録されている公文書については，公文書の開示をしないことを定めたものである。
- 2 本号ただし書は，法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命，身体，健康，生活又は財産を保護するため，公開することが必要であると認められる情報が記録されている公文書については，本号本文に該当する場合であっても，不開示情報には該当しないこととしたものである。

### 〔解釈〕

- 1 「法人」とは，国，独立行政法人等，地方公共団体，公社及び地方独立行政法人を除くすべての法人をいう。なお，国，独立行政法人等，地方公共団体，公社及び地方独立行政法人については，その公共的性格に鑑み，本号の法人の範囲から除外し，第4号以下で判断することとなる。
- 2 「その他の団体」とは，第6条第1項第1号の「その他の団体」と同義である。
- 3 「事業を営む個人」とは，地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか，農業，林業等を営む個人をいう。
- 4 「当該事業に関する情報」とは，事業内容，事業用資産，事業所得など事業活動に直接関係する情報をいい，当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は，本号に該当せず，第2号の規定により判断する。
- 5 「当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは，次のような情報をいう。
  - （1） 生産技術，営業，販売上のノウハウに関する情報であって，公開することにより，

法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

(2) 経営方針，経理，人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって，公開することにより，法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

(3) その他公開することにより，法人等又は事業を営む個人の名誉，社会的評価，社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報

6 「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公開することが必要であると認められる情報」とは，人の生命等に対する危害又は侵害の未然防止，拡大防止又は再発防止のため，公開することが必要であると認められる情報をいい，第7条第2号関係9と同じである。

#### 〔運用〕

1 本号本文は，次の2つが要件となる。本号に該当するか否かの判断に当たっては，当該情報の内容もさることながら，当該法人等の性格，規模，事業活動における当該情報の位置付け等を総合的に勘案し，当該情報を公開した場合に生じる影響等について慎重に検討し，客観的に判断を下すことが必要である。また，判断に当たって，市の保有する資料のみでは十分な結論を得られない場合が予想されるので，必要に応じて，第12条の規定により当該法人等又は事業を営む個人から意見書を提出させるなどして，慎重に判断を下すものとする。

(1) 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であること。

(2) 公開することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められること。

2 本号の「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって，公開することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる例としては，次に掲げるものがある。

大分類	中分類	小分類	具体例
技術上の秘密に関する情報	製造・加工の過程に係る技術上のノウハウに関する情報	原材料の種類・調合の割合に関する情報	原材料の種類・組成・使用量・割合・保管方法等に関する情報
		製造・加工に用いる	機械・設備の機種・

		機械・設備に関する情報	台数（規模）・能力等に関する情報
		機械・設備の利用技術その他の製造・加工の工程に係るノウハウに関する情報	生産工程における機械・設備の配列・利用技術，生産過程における原材料の温度・濃度等に関する情報
		その他製造・加工の過程に係るノウハウに関する情報	生産工程の管理，製品の品質管理等に関する情報
	建築・土木その他の工事に係る技術上のノウハウに関する情報	建築等に用いる資材に関する情報	資材の種類・組成・寸法・加工等に関する情報
		建築等の設計に係るノウハウに関する情報	設計図に表示された設計者等の考案・工夫，設計に用いる係数・計算式，設計に用いる機械の種類・利用技術等に関する情報
		工法その他建築等の施工に係るノウハウに関する情報	建築等の施工に用いる機械・設備の種類・台数（規模）・能力・利用技術者に関する情報
	運輸・通信に係る技術上のノウハウに関する情報	運輸・通信に用いる機械・設備等に関する情報	機械・設備の機種・台数（規模）・能力等に関する情報
		機械・設備の利用技術に関する情報	運輸・通信に係るネットワークの構成，機械・設備の利用技術等に関する情報
		その他運輸・通信に係る技術上のノウハウに関する情報	通信内容の保護に係る技術等に関する情報
	営業活動上の秘密に関する情報	生産活動の内容に関する情報	生產品目・生産量・出荷額の内容が明らか

		かになる情報	動時間，施設からの排出物の種類・量等に関する情報
		その他生産活動の内容が明らかになる情報	工場等の配置図，工場間の半製品の移送，生産過程における不良品の発生割合等に関する情報
	生産活動の計画・方針に関する情報	新製品に係る情報その他生産品目に係る計画・方針に関する情報	新製品の性能・仕様・開発の程度・生産工程・量産開始期等に関する情報
		原材料の仕入れ，製品の生産・出荷に係る計画・方針に関する情報	仕入先との折衝，生産計画，出荷予定等に関する情報
営業活動上の秘密に関する情報	生産活動の計画・方針に関する情報	施設・機械の更新・新設に係る計画・方針に関する情報	更新・新設に係る機械・設備等の機種・台数（規模）・能力，新設・更新の時期・経費，新規プラント等に関する情報
		その他生産活動の計画・方針の内容が明らかになる情報	職員の配置転換計画・研修計画等に関する情報
	販売活動その他の営業活動の内容に関する情報	販売高・契約内容に関する情報	販売実績，契約実績等に関する情報
		営業活動における取引先・得意先との関係に関する情報	取引先・得意先の名称，取引の内容・実績，法人間の提携・下請・職員の相互交流等に関する情報
		販売方法その他営業活動上のノウハウに関する情報	顧客との折衝等営業活動の実情，商品の陣列方法・宣伝方法等に関する情報
		原価その他販売単価の積算に関する情報	販売単価の基礎となる原価の額・内訳，

			利益率・利益の額等に関する情報
		その他営業活動の内容が明らかになる情報	受注経路・受注単価等に関する情報
信用力に関する情報	借入金その他の債務の内容に関する情報		借入金の額，借入れの相手方・条件，返済計画，借入金の返済状況等に関する情報
	人的・物的担保の内容・評価に関する情報		債務を保証している個人・法人，担保に供している物件の内容・評価等に関する情報
	経営状態・資産内容その他借入金返済能力に関する情報		経営状態，売掛金その他の債権の額・内容，担保に供することができる資産の内容等に関する情報
内部管理に関する情報	法人等の人事に関する情報	職員の採用・職員数・職員配置等に関する情報	採用計画，応募状況，採用状況，職員の配置状況，人事異動の計画・実施状況に関する情報
		職員の給与その他の労働条件に関する情報	職員の給与体系，給与・報酬・手当等の支給額，時間外勤務の実施状況その他職員の勤務時間等に関する情報
	法人等の経理に関する情報	金銭の出納に関する情報	
		金銭出納の経理上の処理に関する情報	

3 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められないもの

大分類	小分類	情報の具体例		
		根拠条文	該当する情報の例示	記載内容
法令の定めるところにより,何人も閲覧することができるものとされている情報	公証に関するもの	商業登記法第10条, 第11条	株式会社登記簿等の商業登記簿に記載された情報	目的, 商号, 取締役等の氏名・住所, 資本金の額等
		不動産登記法第119条	土地登記簿, 建物登記簿等に記録された情報	登記権利者の氏名・住所, 登記原因, 所在, 土地の地目・地積, 建物の種類・構造・床面積等
		特許法第186条	特許原簿等に記録された情報	特許発明の内容, 特許権の設定・移転, 専用実施権・通常の実施権の設定・保存・移転
		意匠法第63条	意匠原簿等に記録された情報	登録意匠の内容, 意匠権の設定・移転, 専用実施権・通常実施権の設定・保存・移転
		実用新案法第55条	実用新案原簿等に記録された情報	登録実用新案の名称・内容, 実用新案の設定・移転, 専用実施権・通常実施権の設定・保存・移転
		著作権法第78条, 第88条, 第104条	著作権登録原簿, 著作権登録原簿, 著作隣接権登録原簿に記載された情報	著作物の題号, 実演等の名称, 著作権の移転, 出版権の設定・移転
	取引の安全等に関するもの	不動産の鑑定評価に関する法律	不動産鑑定業者登録簿等に記録された情報	名称, 商号, 不動産鑑定士の氏

		第31条	報	名，事務所の名称・所在地・役員氏名
		宅地建物取引業法第10条	宅地建物取引業者名簿，免許の申請に関する書類に記録された情報	名称，商号，役員の氏名・住所，事務所の名称・所在地
		旅行業法第21条	旅行業者登録簿に記録された情報	商号，旅行業の種別，営業所の名称・所在地
		建築士法第23条の9	建築士事務所登録簿に記録された情報	一級・二級の別，事務所の名称・所在地，役員・建築士の氏名
		建設業法第13条	一般建設業許可申請書（添付書類を含む。）に記録された情報	名称，商号，営業所の名称・所在地，資本金の額，役員の氏名
	その他	工場立地法第3条	工場立地調査簿に記録された情報	工場等の敷地・建築面積・生産数量・生産能力（事業者の秘密に属する事項を除く。）
		政治資金規正法第20条，第20条の2	政治団体の収支報告書等に記録された情報	政治団体の収支の総額・項目別金額，寄附をした者及び寄附を斡旋した者の氏名・名称
		建築基準法第93条の2	建築計画概要書に記録された情報	建築士の名称・氏名，建築物の概要
		都市計画法第47条	開発登録簿に記録された情報	開発許可を受けた者の名称・氏名，予定建築物の用途

大分類	小分類	情報の具体例
統計的処理がなされていて特定の法人等が識別されない情報		工業統計・商業統計等の集計結果
公表することについて法人等が同意していると認められている情報	公表することについて当該法人等の同意のある情報	法人等から提供された商店街名簿・工業名簿等に記録された情報
	法人が自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報	〇〇組合〇〇年史・PRパンフレット等に記録された情報
	その他既に公表されている情報	弁護士・税理士名簿等の公告として官報に登録された弁護士・税理士の氏名，排水設備工事施工業者の登録に関し公告された業者の名称

#### 4 法人等の事業活動に関する情報で，ただし書に該当するもの

大分類	情報の具体例
当該事業活動によって生じ，又は生ずるおそれのある危害から人の生命，身体，健康，生活又は財産を保護するため，公開することが必要であると認められる情報	食中毒発生施設と事件の概要等に関する情報 立入検査結果の改善勧告，命令その他の公害行政処分等に関する情報 食品の苦情等に関する情報 工場排水分析結果等に関する情報 計量器検査結果等に関する情報 宅地建物取引業者行政処分等に関する情報 消火器訪問販売の苦情等に関する情報 消費生活相談等に関する情報 自然環境の破壊等に関する情報 開発行為の許可，建築確認，道路・水路の占用許可等に関する情報のうち，公開することが公益上必要と認められるもの

### 第7条（公文書の開示義務）第4号関係—公共の安全と秩序に関する情報

（4） 公開することにより，犯罪の予防又は捜査，人の生命，健康，生活又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

#### 〔趣旨〕

本号は，市は公共の安全と秩序を維持し，市民の安全を確保する基本的な責務を有し

ているので、公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている公文書については、公文書の開示をしないことを定めたものである。本号にいう「公共の安全と秩序の維持」は、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたもののほか、風俗営業等の許認可、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報も含まれる。

**〔解釈〕**

- 1 「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、市民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公開したとしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。
- 2 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう
- 3 「その他の公共の安全と秩序の維持」には、刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続も含まれる。また、公開することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障が生ずるおそれがある情報も、本号に該当する。
- 4 「支障が生ずると認められる」とは、公共の安全と秩序の維持のための警察活動等が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性があることをいう。

**〔運用〕**

公共の安全と秩序に関する情報に該当する例は次のとおりである。

大分類	小分類	具体例等
公開することにより、犯罪の予防・犯罪の捜査等に支障が生ずると認められるもの		捜査関係事項の照会・回答等に関する情報、特殊薬品や危険物の貯蔵管理等に関する情報、施設の警備状況等に関する情報

公開することにより，人の生命，身体及び財産等の保護に支障が生ずると認められるもの		特定の個人の行動予定で該当するもの，特定の個人の住居の間取り等で該当するもの，違法・不当行為に係る情報の提供者の住所・氏名及び提供された情報の内容等で該当するもの，苦情等の申出者の住所・氏名等で該当するもの
--	--	---

## 第7条（公文書の開示義務）第5号関係—意思形成過程に関する情報

（5）市，公社又は国等（国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人その他の公共団体をいう。以下同じ。）の事務事業に係る意思形成過程において行われる市の機関内部若しくは機関相互の間若しくは公社内部又は市の機関，公社及び国等の機関の相互の間における審議，検討，調査，研究等に関する情報であつて，公開することにより，当該事務事業又は同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

### 〔趣旨〕

- 1 本号は，公開することにより，市，公社又は国等の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる情報が記録されている公文書については，公文書の開示をしないことを定めたものである。したがって，公文書の開示をしない場合とは，市政運営の説明責任の観点から，客観的かつ明白に支障が生ずると判断される情報が公文書に記録されている場合だけに限られるものである。
- 2 市，公社又は国等の最終的な意思は，機関内部での調査，研究，企画，調整，検討又は関係機関との審議，協議等を繰り返しながら形成されるのが一般的であり，このような最終的な意思決定に至る過程における情報のなかには，公開することにより，市民に無用の誤解を与え，又は無用の混乱を招くことがあり，また，機関内部の会議等における自由な意見交換，情報交換が阻害されるものがある。このような事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる場合には，公文書の開示をしないこととしたものである。

### 〔解釈〕

- 1 「事務事業に係る意思形成」とは，未だ当該事務事業の最終的意思決定が終了していない段階をいう。
- 2 「市の機関」とは，市の執行機関，議会及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属

機関を含むものである。

- 3 「審議，検討，調査，研究等に関する情報」とは，市内部又は市，公社，国等の相互の間において実施している事務事業の最終的な意思形成が終了するまでの間に行う機関内部又は機関相互間の審議，検討，調査，研究等に関する情報のほか，会議，協議文書等による照会，回答等において実施機関が作成し，又は取得した情報をいう。
- 4 「公開することにより，当該事務事業又は同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの」とは，次のような情報をいう。
- (1) 最終的な意思決定までの一段階にある情報であって，公開することにより，市民に無用の誤解を与え，又は無用の混乱を招くことが明らかに認められるもの
  - (2) 行政内部の各種会議，意見交換等の記録等で，公開することにより，行政内部の自由な意見交換又は情報交換が妨げられることが明らかに認められる情報
  - (3) 調査，試験研究等の結果等又は統一的に公にする必要がある計画，検討案等で，公開することにより，請求者等の特定のものに不当な利益又は不利益を与えると明らかに認められる情報
  - (4) 審議，検討，調査，研究等のために収集，取得した資料等で，公開することにより，行政内部の審議等に必要な資料等を得ることが困難になると明らかに認められる情報
  - (5) その他公開することにより，当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められる情報

〔運用〕

意思形成過程に関する情報に該当する例は次のとおりである。

大分類	小分類	具体例等
未成熟な情報であって，公開することにより，公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずると認められるもの	公開することにより，市民に無用の誤解を与え，又は混乱を招くと認められるもの	都市計画案策定に係る調査・検討資料のうち該当するもの，国等の許認可等を要する事項についてその手続が終了していないもの，審議会へ諮問中の事案のうち該当するもの
	公開することにより，請求者等の特定のものに不当な利益又は不利益を与えると認められるもの	調査・試験・研究結果等のうち該当するもの，統一的に公表する必要がある計画・検討案等のうち該当するもの
	意思決定に係る手続の途上	予算案・条例案等のうち該当

	にある情報であって、公開することにより公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずると認められるもの	するもの、総合計画案及び総合計画・実施計画に関する資料のうち該当するもの
審議、検討等のため収集した資料であって、公開することにより、その後の資料収集が著しく困難になると認められるもの	依頼し、提供を受けた情報のうち、以後の資料を収集確保するため不開示とする必要のあるもの	意識調査・実態調査等の調査で、不開示を条件として提供を求め入手した情報等
公開することにより、自由かつ率直な意見交換、提案等が阻害されると認められるもの	発言者・発言の内容等に関する情報で、自由かつ率直な意見交換を確保するために、不開示とする必要があるもの	審議会等の会議録・会議報告等に記録された情報のうち、これに該当するもの
	意見交換の内容及び経過に関する情報で、自由かつ率直な意見交換を確保するために、不開示とする必要があるもの	行政機関内部若しくは機関相互間の照会・回答等における意見交換の相手方・形式・内容・結果等に関する情報のうち、これに該当するもの
	提案等の内容・処理経過に関する情報のうち、自由かつ率直な提案等を確保するために、不開示とする必要があるもの	行政内部の検討の段階における試案・試算・課題・問題点等として内部で検討された事項や検討経過等に関する情報のうち、これに該当するもの
その他公開することにより、当該又は同種の事務事業の公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずると認められるもの		交際に関する情報のうちこれに該当するもの

## 第7条（公文書の開示義務）第6号関係—事業遂行過程に関する情報

（6）市の機関、公社又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，市，公社又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等，市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

#### 〔趣旨〕

本号は，公開することにより，市，公社又は国等が行う事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている公文書については，公文書の開示をしないことを定めたものである。

#### 〔解釈〕

- 1 「事務事業に関する情報」とは，当該事務又は事業に直接かかわる情報だけではなく，当該事務事業の実施に影響を与える関連情報を含む。
- 2 本号に列挙されている事務は，典型的な事務事業の例示であり，実施機関に共通的にみられる事務事業であって，開示するとその適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるもの，すなわち典型的な例を示したに過ぎないものである。したがって，このほかの事務事業に関する情報も本号の対象になり，本号に掲げた支障も典型的な例を示したにとどまるので，アからオの類型につき，他の支障が生ずる場合を除外する趣旨でもないものである。
  - (1) 「検査，監査，取締り」とは，市又は国等の機関が権限に基づいて行う検査，指揮監督，取締り等をいう。
  - (2) 「試験」とは，市又は国等が行う資格試験，入学試験，採用試験等をいう。
  - (3) 「交渉」とは，用地買収，損害賠償，損失補償等において，相互の利害関係事項について協議し，決定するために折衝することをいう。
  - (4) 「争訟」とは，訴訟及び行政不服審査法その他の法律に基づく不服申立てをいう。
  - (5) 「調査研究」は，大学，研究所等の調査研究を主として念頭に置いたものである。一般の行政機関も，企画立案に際して調査研究を行うが，その過程の情報については，一般に5号の適用の問題となる。また，本号ア，イ，エ及びオについても，それぞれ調査研究が問題になるが，例えば，取締りのための調査はウではなくアに，契約のための調査はウではなくイに該当するものである。

- 3 「その他当該事務事業」とは、前記1に例示的に列挙した事務又は事業のほか、市、公社又は国等の機関が行う一切の事務事業をいう。例えば「渉外（市の行財政運営等の推進のため、外国、国、地方公共団体、民間団体等と行う接遇、儀礼、交際等の対外的事務事業をいう。）」や「入札（工事発注、物品購入等に係る競争入札をいう。）」などが考えられる。
- 4 「事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」とは、次のような情報をいう。
- (1) 公開することにより、当該事務事業を実施する目的、意味が失われると認められる情報
  - (2) 公開することにより、経費が著しく増大し、又は当該事務事業の実施が大幅に遅れるなど行政が著しく混乱すると認められる情報
  - (3) 公開することにより、特定の者に不当な利益又は不利益を与えることが認められる情報
  - (4) 国等からの依頼、委託等による県又は市町村の行政の実態調査で、国等において公表するまで公表してはならない旨の指示がある情報
  - (5) 全国を通じて統一的に公表する必要性が認められる情報
  - (6) その他公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる情報
- 5 「支障」については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。したがって、一般的に、本号は、実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではない。

**〔運用〕**

事業遂行過程に関する情報に該当する例は次のとおりである。

大分類	小分類	具体例等
監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ		試験の問題・採点基準、入札前の入札予定価格、立入検査等の計画内容（実施日時・対象地区・検査項目・検査方法等）、訴訟その他争訟事案に関する市の処理方針・弁護士との打合わせ内容・準備書面

		案
市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ		買収・売却予定地の市内部での評価額，土地の購入に係る計画の内容・土地の所在・交渉の相手方・方針，購入予定の品目・数量・市内部での見積り，用地買収・損失補償等対外交渉に係る市の方針
公開することにより，関係当事者間の協力関係が損なわれると認められるもの	国等の実施する調査等に際して作成し，又は取得した情報であって，国等との協力関係を確保するために不開示とする必要があるもの	調査等に際し国等から示された調査等の目的・内容・項目・方法等に関する情報のうち該当するもの，調査等の結果に関する情報のうち国等において統一的に公表する必要のあるもの等で国等において公表するまで公表してはならない旨の指示があるもの
その他当該事務事業の性質上，当該事務事業若しくは同種の事務事業の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの		積算歩掛・積算単価等入札予定価格の算定の基礎となる資料，損害賠償・損失補償等に係る額の算定基準（算定項目・計算式・単価等），過去の契約締結等に関する情報のうち将来の入札予定価格等が推定されるもの，契約業者についての評定に関する情報，生徒・児童等に対する評価・指導方針等に関する情報，職員の選考の内容・過程・合否の判定基準が明らかになる情報，分限処分・懲戒処分の内容等に関する情報，勤務評定の内容が明らかになる情報，職員団体との交渉方針・対応策に関する情報

## 第8条（部分開示）関係

（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

### 〔趣旨〕

- 1 本条第1項は、公文書の一部に第7条の各号に掲げる不開示情報が記録されている場合において、当該公文書の全体について公文書の開示をしないとするものでなく、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いて、開示しなければならないことについて定めたものである。
- 2 本条第2項は、不開示情報の中の個人に関する情報は、第7条第2号ただし書に該当しない限り不開示とすべきであるが、個人識別性のある部分を除くことにより、公開しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、これを不開示にする意義に乏しく、最大限の開示を実現する観点から、部分開示にすることを定めたものである。

### 〔解釈〕

- 1 第1項
  - (1) 「容易に」とは、請求のあった公文書に不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを区分するに当たって、公文書を損傷することなく、かつ、過度の費用と時間等を要しないことをいう。
  - (2) 「有意の情報が記録されていない」とは、残りの部分に記載されている内容が公表情報だけとなる場合、無意味な文字、数字の羅列となる場合等をいうものである。
- 2 第2項

「同号の情報に含まれないものとみなして」とは、理論的には個人に関する情報であるが、個人に関する情報とは取り扱わないということである。

#### 〔運用〕

- 1 部分開示の規定は、原則公開の趣旨に即して設けられたものであるので、開示請求者の公文書の開示を請求する権利ができるだけ尊重されるように判断するものとする。
- 2 請求の趣旨は、原則として請求書の記載事項から判断するが、判断し難い場合には、必要に応じて開示請求者に確認するものとする。
- 3 部分開示の具体的な事務取扱いについては、事務取扱要綱に定めるところにより行うものとする。

### 第9条（公益上の理由による裁量的開示） 関係

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

#### 〔趣旨〕

本条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を公開することが公益上特に必要であると認めるときは、当該公文書を開示することができることを定めたものである。

#### 〔解釈〕

- 1 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、当該情報が現に発生しているか、又は将来発生する可能性が高い危害等から人の生命等を保護する必要性がある場合等で、開示することが公益上特に必要であると認めるときは、当該公文書について開示をすることができることとしたものである。「公益上特に必要があると認めるとき」とは、不開示情報の規定によって保護される利益と公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量して判断し、公益上特に開示する必要があると認めるときということである。なお、「公益」とは、具体的には、開示請求の内容、性質等により、社会通念上、個々具体的に判断されるものである。
- 2 第7条第1号に掲げる不開示（法令秘に関する情報）については、公益上の理由による裁量的開示の規定が適用できないものであること。

## 〔運用〕

裁量的開示の具体的事例としては次のような場合が考えられる。

### (1) 契約の相手方の技術上の情報

契約の相手方の技術上のノウハウ等は第7条第3号（法人等に関する情報）に該当し、不開示とすべきものであるが、当該技術上のノウハウをもって随意契約の相手方とした場合において、当該契約の正当性について社会的な不信感等を買う場合において、信頼性の確保のために開示する場合

### (2) 職員の処分経過

職員の懲戒処分の決定の過程の文書については、第7条第6号（事業遂行過程に関する情報）に該当し、不開示とすべきものであるが、当該処分の適否について社会的な不信感等を買う場合において、信頼性の確保のために開示する場合

### (3) 職員退職者の就職先

職員退職者の就職先については、第7条第2号（個人に関する情報）に該当し、不開示とすべきものであるが、職員の天下り等の問題で社会的な不信感を買う場合において、信頼性の確保のために開示する場合

### (4) 食中毒被害発生状況

一定の事業者においてO157が発生したことについて、特定の事業者が犠牲になったとしても当該発生状況を開示する場合

## 第10条（公文書の存否に関する情報）関係

（公文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

## 〔趣旨〕

開示請求に対しては、通常、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにし、開示決定等をすべきであるが、情報の性質により、公文書が存在する又は存在するが不開示情報に当たると回答しただけで、不開示情報として保護すべき利益が害される場合もあることから、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができることを定めたものである。

## 〔解釈〕

- 1 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在していれば、全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定を行い、存在していなければ保有していない旨の決定を行うことになる。したがって、公文書を保有していない旨の決定以外の場合では、原則として公文書の存在が前提となっている。しかしながら、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、第7条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものであること（米国の情報自由法（FOIA）の実務において、グローマー拒否（Glomardenials）と呼ばれているものである。）。
- 2 「当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる時」とは、開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合もある。

本条に該当する事例としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 特定の個人の病歴に関する情報について開示請求がなされた場合
- (2) 特定の個人の措置入院に関する情報について開示請求がなされた場合
- (3) 特定の個人の生活保護の申請等に関する情報について開示請求がなされた場合
- (4) 特定企業の設備投資計画・開発計画に関する情報について開示請求がなされた場合
- (5) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報について開示請求がなされた場合

## 〔運用〕

- 1 本条により開示請求を拒否する場合は、第11条第1項の規定に基づき開示請求を拒否する決定を行うこととなる。公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、大崎市行政手続条例第8条に基づき、行政処分（申請に対する処分）に当たるものであるから、実施機関は、この決定に際し、必要にして十分な拒否理由を提示することが義務付けられる。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった公文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することにな

るかをできる限り具体的に提示することになる。また、この決定に不服のあるものは、行政不服審査法の規定による審査請求及び行政事件訴訟法の規定に基づく訴訟により救済の道が開かれているものである。

2 本条の規定は、例外的な規定であり、適用にあたっては厳格に解釈し、濫用することのないようにしなければならない。

3 存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否することは適切でない。

#### 4 存否応答拒否の具体的事例

存否応答拒否の具体的事例としては、次のような場合が考えられる。

(1) 特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は不開示情報に該当するが、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう場合

(2) 特定の個人の名を挙げて、その表彰推薦関係書類の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は不開示情報に該当するが、不開示であると答えるだけで、当該個人が表彰の被推薦者となっていることが明らかになってしまう場合

(3) 特定の分野に限定した内容をもって、試験問題に関する書類の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は不開示情報に該当するが、不開示であると答えるだけで、試験問題の出題内容が想定されてしまう場合

(4) 特定の所在地の土地について、今後予定される公表前の事業に係る用地に関する書類の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は不開示情報に該当するが、不開示であると答えるだけで、当該土地が事業計画地内にあることが想定されてしまう場合

### 第11条（開示請求に対する決定等）関係

（開示請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、開示請求のあった日から起算して15日以内に、開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、当該公文書を開示しない旨の決定、前条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は当該公文書を保有していない旨の決定

(以下「開示決定等」と総称する。)をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求書の受理後直ちに開示する場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由(その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日)を前項の書面に具体的に記載しなければならない。
- 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、開示請求に係る公文書が著しく大量であり、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあることを理由に期間の延長をするときは、実施機関は、開示請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については、当該延長期間内に開示決定等をするものとする。
- 5 前項の規定により第1項に規定する期間を延長する場合は、実施機関は、開示請求者に対し、延長の期間及び延長する理由を書面により通知しなければならない。

#### 〔趣旨〕

本条は、開示請求書の提出があった場合において、請求の対象となった公文書について実施機関が行う開示決定等及びその旨の通知に関して、その内容及び手続について定めたものである。

#### 〔解釈〕

- 1 第1項
  - (1) 実施機関は、公文書の開示請求があったときは、速やかに開示決定等を行うこととし、当該開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならない義務を負うものである。
  - (2) 「開示請求があった日」とは、情報公開窓口において開示請求書を受け付けた日をもって取り扱うものとする。
  - (3) (1)に規定する期間(以下「決定期間」という。)の末日が休日(大崎市の休日を定める条例(平成18年大崎市条例第2号)第1条第1項に規定する休日をいう。)に当

たるときは、その翌日をもって満了日とする。

- (4) 実施機関は、公文書の開示の請求があった場合、本項の規定によりいずれかの決定をしなければならないことを義務付けたものである。

## 2 第2項

- (1) 「書面により通知しなければならない」とは、実施機関の決定は行政処分であり、公文書の開示請求を書面により提出させることとした第6条の規定と同様の趣旨である。
- (2) 通知は、決定の区分に応じ、規則等で定める様式により行うものとする。
- (3) 第2項ただし書は、他の法令等により縦覧若しくは閲覧が認められている公文書又はこれまでの開示決定において全部開示の決定を行った公文書等であって、全部開示が可能と判断されるものについては、開示請求者の利便性の向上を図るため、迅速な内部手続により開示決定をすべきであると考えられることから、このような公文書について開示請求があったときは、実施機関は口頭により開示決定の通知を行うことができるようにしたものである。
- (4) 実施機関は、第2項ただし書の規定により口頭により開示決定の通知を行ったときは、その事務事業に著しい支障が生じる場合、公文書が著しく大量である場合その他実施機関において即時に開示の対応をすることが困難である場合を除き、開示請求があった日に開示するよう努めなければならない。

## 3 第3項

- (1) 「その理由を前項の書面に具体的に記載しなければならない。」とは、公文書の一部を開示する旨の決定又は公文書を開示しない旨の決定をした場合は、第7条各号の規定のいずれに該当するのか、具体的に理由を記載した通知書によって、また、第10条の規定により開示請求を拒否する旨の決定をした場合、開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定をした場合についても開示請求者に具体的に理由を記載した通知書によって、通知しなければならないことを実施機関に義務付けたものである。
- (2) 「その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる」とは、おおむね1年以内において一定の期間が経過することにより、第7条各号に該当する理由が消滅することが確実であり、公文書の開示をすることができるようになる期日があらかじめ明示できる場合をいう。なお、この期日の明示は、公文書の開示ができるようになる期日を教示するものであり、その期日に公文書の開示をすることを意味するも

のではないため、開示請求者は、その期日以後に改めて公文書の開示を請求しなければならない。

#### 4 第4項

(1) 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、実施機関が誠実に努力しても、決定期間内に開示決定等ができない合理的な理由をいい、おおむね次のような場合をいう。

ア 請求に係る公文書が大量であり、又はその内容が複雑であるため、決定期間内に開示決定等を行うことが困難である場合

イ 天災等が発生し、緊急を要する業務処理のため、決定期間内に開示決定等を行うことが困難である場合

ウ 年末年始等公務を行わない日が含まれる場合その他決定期間内に開示決定等を行うことが困難である合理的な理由がある場合

エ 開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合で、第12条に規定する当該第三者への意見聴取に時間を要し、期間内に公開決定等の決定を行うことが困難である場合

オ 裁判や国の監査等のため、公文書を市以外の機関へ提出中の場合で、期間内に開示決定等の決定を行うことが困難である場合

(2) 延長の期間は、45日以内であるから、延長が必要な場合、常に45日延長するのではなく、(1)で記した事務処理上の困難その他正当な理由がやみ、開示請求に係る公文書についての開示決定等をするために必要とされる合理的なものでなければならない。

#### 〔運用〕

1 公文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときに理由を具体的に記載しなければならないこととしたのは、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を相手方に知らせるためであり、市の説明責任を本条例の目的に明記したことから、従前にも増して明確でわかりやすく記載することとしたものである。また、理由の記載は、適法な決定をするための要件であり、理由を記載していない場合又は記載された理由が不明確な場合の開示決定等は、瑕疵ある行政処分とみなされることがあるので、理由を明確に具体的に記載するものとする。具体的な理由の記載の仕方は、不開示、部分開示決定においては、単に「第7条第何号に該当するため」との記載では不十分であり、少なくとも事実認定と法令の適用が必要であり、「公開の請求のあった公

文書には、何々が記録されており、これを公開すると何々に著しい支障を生ずると認められるため、第7条第何号に該当する」等のように請求者においてその理由が明らかに理解できるように記載しなければならない。

- 2 本条により、開示決定等の期限の延長を行った場合において、15日以内に相当の部分につき開示決定等を行っても、開示請求は存続していることになるが、請求者は「相当の部分」の開示を受けて、「残りの公文書」の開示を求める必要がなくなる場合も考えられる。また、請求者が「残りの公文書」全部につき請求を取り下げない場合であっても、「相当の部分」の開示を受けて、「残りの公文書」の一部についてのみ開示を求めることも考えられる。したがって、「相当の部分」の開示を行ったのち、「残りの公文書」の開示が必要かについて、請求者に照会するものとする。
- 3 開示決定等に関する具体的な事務取扱いについては、事務取扱要綱に定めるところによるものとする。

## 第12条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）関係

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第12条 開示請求に係る公文書に市、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第17条及び第19条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第16条の2及び第17条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。

#### 〔趣旨〕

本条は、開示請求に係る公文書に市、公社、国、独立行政法人等、市以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与等、争訴の機会の確保等について定めたものである。

#### 〔解釈〕

##### 1 第1項

意見書の提出の機会の付与は、開示請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者の意見を聴取し、その結果を決定の際の参考とすることにより、当該公文書に対する開示決定等の判断の適正を期することを目的とするものであり、実施機関に第三者の意見を聴くことを義務付けるものではなく、また、第三者の意見に拘束されるものでもない。

##### 2 第2項

(1) 第三者に関する情報が記録された公文書に人の生命、身体、健康等の保護又は公益上特に必要があると認められる情報が記録されているときは、関係者との調整の必要性が認められるため、実施機関は、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならないこととしたものである。なお、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものでないことは、第1項の場合と同様である。

(2) 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。」とは、同項が意見書を提出する機会の付与を義務付けており、実施機関が合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在を探知できない場合に、手続が進まなくなることを避けるためのものである。

### 3 第3項

- (1) 第3項を適用する場合を、「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」に限定したのは、第1項又は第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を付与した場合であっても、当該第三者が開示に反対の意思を表示しないときは、当該第三者に対して事前の争訟の機会を確保する必要はないためである。
- (2) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に2週間を置かなければならない。」とは、開示請求者の開示を受ける権利と第三者の争訟の機会の確保とを調整し、開示を実施する日までの期間を明確にしたものである。なお、実施機関の開示決定等に不服がある場合の不服申立期間は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内となっているが、「2週間」としたのは、事前に当該第三者に意見書の提出の機会を与えていることを踏まえたものである。

### 4 第4項

「正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。」も第3項(2)と同様の趣旨である

## 第13条（開示の実施）関係

### （開示の実施）

第13条 公文書の開示は、実施機関が第11条第2項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。

2 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧若しくは写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により行うものとする。

3 前項の閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。

### 〔趣旨〕

本条は、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をした場合の公文書の開示の日時、場所、方法及び手続について定めたものである。

## 〔解釈〕

- 1 「公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき」とは、公文書の形態、形状から当該公文書を汚損し、又は破損する可能性が高い場合をいう。
- 2 「その他正当の理由があるとき」とは、次のような場合である。
  - (1) 台帳等日常業務に使用している公文書で、原本を開示することにより事務に支障が生ずる場合
  - (2) 歴史的・文化的価値ある公文書で慎重な取扱いを要する場合
  - (3) 第8条の部分開示をする場合
  - (4) その他公文書の管理上相当の理由がある場合

## 〔運用〕

- 1 事務取扱要綱により実施機関はあらかじめ開示決定を受けた者と調整の上、開示の日時を定めることとされているが、当該開示の日時を経過しても、開示決定を受けた者が開示を受ける意志を表示している限り、実施機関は開示の対象となる公文書原本又は写しを保管しなければならない。しかし、開示の日時を経過した場合において、開示決定を受けた者の開示の意思を確認し、明らかに開示を受ける意思がない場合には、開示の対象となる公文書の原本又は保管をやめるものとする。
- 2 公文書のうち、文書、図画又は写真を開示する場合は、以下の方法により行うものである。
  - (1) 公文書の閲覧
  - (2) 公文書の写しの交付
  - (3) 公文書の閲覧及び写しの交付
- 3 公文書のうち、電磁的記録を開示する場合は、視聴又は電磁的記録を複写した複製物の供与により行うものである。
- 4 公文書の開示は、開示請求者から決定通知書の提示を受け、当該開示決定を行った実施機関の職員が立ち会いのうえで行うものとする。

## 第14条（手数料等）関係

（手数料等）

第14条 公文書の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 開示請求又は第30条第1項の閲覧等の求めにより、文書又は図画の写しの交付その

他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

#### 〔趣旨〕

- 1 本条第1項は、公文書の開示に係る手数料は、徴収しないことを定めたものである。
- 2 本条第2項は、第5条の公文書の開示又は第30条第1項の閲覧等を請求した文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならないことを定めたものである。

#### 〔解釈〕

第2項の「その他の物品の供与」とは、電磁的記録等を複写した物品を供与することをいい、また、「供与に要する費用」とは、公文書を複写機等によって複写することに要する経費並びに写し及び物品の送付に要する郵送料をいう。

#### 〔運用〕

- 1 費用の徴収事務は、開示の場所として指定された情報公開窓口が行うものである。
- 2 費用の徴収等に関する具体的な事務取扱いについては、事務取扱要綱等に定めるところにより行うものとする。

### 第15条（他の法令による開示の実施との調整）

（他の法令等による開示の実施との調整）

- 第15条 この条例の規定は、他の法令又は条例（大崎市個人情報保護条例（平成19年大崎市条例第4号）を除く。）の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が第13条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、当該同一の方法による開示に係る公文書については、適用しない。ただし、当該他の法令又は条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令又は条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第13条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
  - 3 この条例の規定は、前2項に規定するもののほか、市の図書館その他の施設において、現に市民の利用に供することを目的としている公文書については、適用しない。
  - 4 この条例の規定は、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定の適用を受けないこととされる公文書については、適用しない。

## 〔趣旨〕

- 1 本条は、この条例と他の法令による開示の実施との調整について定めたものであり、第1項は、他の法令の規定により、本条例に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、当該同一の方法による開示に係る当該公文書については、適用しないことを定めたものである。
- 2 本条第3項は、図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理されている公文書については、当該施設の利用規程等により閲覧等ができることから、この条例の規定を適用しないことを定めたものである。
- 3 本条第4項は、登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類等、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外となる公文書については、一般の公文書とは異なる独自の完結した体系的な開示制度が定められていることから、この条例の規定を適用しないことを定めたものである。

## 〔解釈〕

- 1 この条例の対象となる公文書について、他の法令の規定により、第13条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、同一の方法による開示に係る公文書については、適用しない。
- 2 他の法令の規定で閲覧等の期間、対象者、方法又は閲覧等を行うことができる公文書の範囲等を限定している場合において、他の法令が直接定めていない事項については、この条例の定めるところによることとなるが、当該他の法令の趣旨を踏まえて、公文書を開示するかどうかの決定をすることになる。
- 3 「その他の施設」とは、図書、刊行物等の一般への閲覧等の事務を行っている市の施設をいう。
- 4 「市民の利用に供することを目的として管理している公文書」とは、上記の施設において専ら一般の利用に供するために管理されている刊行物等の公文書をいう。したがって、これらの施設で保有している公文書であっても、一般への閲覧等を前提としていない事務のために作成され、又は取得されたものはこれに含まれず、この条例の適用があるものである。
- 5 法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用を受けないこととされる公文書には、当該法律の規定が準用され、関係公簿等について登記、特許制度と同様な仕組みがとられることとなるものを含むものである。

〔運用〕

1 他の法令による閲覧等の手続の主な例及びこの条例との調整は次のとおりである。

(1) 法令の規定による閲覧等の手続の主な例

区 分	閲覧等の手続	根拠法令等
1 閲覧の手続が定められている情報	(1) 地価公示台帳及び地価公示図書 (2) 戸籍届出書等 (3) 住民基本台帳 (4) 道路台帳 (5) 公共下水道台帳 (6) 都市公園台帳 (7) 選挙人名簿の抄本 (8) 選挙運動に関する収入及び支出報告書 (9) 資産等報告書等 (10) 国土調査の結果に基づき作成した地図及び簿冊 (11) 住居表示台帳又はその写し (12) 建築確認概要書, 築造計画概要書, 定期調査報告概要書, 定期検査報告概要書, 建築基準法令による処分等の概要書及び全体計画概要書	地価公示法第7条第2項 戸籍法第48条第2項 住民基本台帳法第11条の2第1項 道路法第28条第3項 下水道法第23条第3項 都市公園法第17条第3項 公職選挙法第28条の2第1項 公職選挙法第192条第4項 政治倫理の確立のための大崎市長の資産等の公開に関する条例第5条第2項 国土調査法第17条第1項 住居表示に関する法律第9条第2項 建築基準法第93条の2, 建築基準法施行規則第11条の4第2項
2 縦覧の手続が定められている情報	(1) 固定資産課税台帳 (2) 都市計画案 (3) 都市計画の決定図書又はその写し (4) 都市計画事業認可図書の写し (5) 事業認定申請書及び添付書類 (6) 公共下水道の供用開始	地方税法第416条第1項 都市計画法第17条第1項 都市計画法第20条第2項 都市計画法第62条第2項 土地収用法第24条第2項 下水道法第9条第1項

	又は下水の処理開始におけるその区域の図面（公示） (7)農業委員会議事録 (8)申請に係る建築協定書 (9)認可に係る建築協定書 (10)交換分合計画	農業委員会等に関する法律第33条 建築基準法第71条 建築基準法第73条第3項 土地改良法第98条第1項
3 謄本,抄本その他の写しの交付の手續が定められている情報	(1) 住民票の写し (2) 戸籍の附票の写し (3) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書 (4) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書 (5) 納税証明書 (6) 印鑑登録証明書 (7) 診療報酬明細書の写し	住民基本台帳法第12条 住民基本台帳法第20条 戸籍法第10条第1項  戸籍法第12条の2  地方税法第20条の10 大崎市印鑑の登録及び証明に関する条例第15条 大崎市診療報酬明細書等開示事務取扱要綱第3条

## 2 条例との調整

他の法令により公文書の閲覧等の手續が定められている場合において、当該閲覧等の方法や内容が限定されているときは、当該限定された範囲についてのみこの条例は適用されない。具体的には、次のように調整を行うものとする。

### (1) 請求者の範囲を限定している場合

ア 他の法令により閲覧等を行うことができる請求者については、この条例の規定は適用しない。

イ 他の法令により閲覧等を行うことができるもの以外の請求者については、この条例の定めるところにより公文書の開示を請求できる。

### (2) 閲覧等の期間を限定している場合

ア 他の法令により閲覧等の期間を限定している場合には、当該期間内については、この条例の規定は適用しない。

イ 当該期間外については、この条例の定めるところにより公文書の開示を請求できる。

(3) 閲覧等の公文書の範囲を限定している場合

ア 他の法令により閲覧等ができる公文書には、この条例の規定は適用しない。

イ 限定されている範囲以外の閲覧等ができない公文書については、この条例の定めるところにより公文書の開示を請求できる。

(4) 閲覧又は縦覧の手續についてのみ定められていて、謄本、抄本等の交付に関する規定のない場合

ア 公文書の閲覧については、この条例の規定は通用しない。

イ 公文書の写しの交付については、この条例の定めるところにより公文書の開示を請求できる。

3 2の各場合において、実際に公文書を開示するかどうかについては、不開示情報（第7条各号）に該当するかどうかにより判断するものであるが、特に、法令が請求者の範囲、閲覧等の期間、閲覧等の公文書の範囲を限定して定めている趣旨について十分検討する必要がある。

4 本条例は、任意的な公文書の公開等を禁止するものではなく、法令等に根拠規定がなくとも、従来からの慣行、市民サービス等の観点から、任意に応じてきたものは、今後も同様の取扱いをするものとする。

### 第3章 審査請求等

#### (審査請求)

第16条 実施機関がした開示決定等又は実施機関に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、実施機関に対して審査請求をすることができる。

2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

#### 〔趣旨〕

1 本条第1項は、実施機関がした開示決定等又は実施機関に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法による審査請求をすることができることを定めたものである。

2 本条第2項は、行政不服審査法第9条第1項で規定する、いわゆる審理員による審理手續は行わず、大崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）が審理を担うこととしたものである。

## 〔解釈〕

- 1 この条例では、第2条第1号で定義している実施機関を行政庁と位置付け、実施機関の処分について不服がある者は、行政不服審査法による審査請求をすることができることを規定したものである。
- 2 行政不服審査法第9条第1項ただし書にある「条例に基づく処分について特別の定めがある場合～、この限りでない。」の規定により、審理員は置かず、審査会が審理を担うこととしたものである。

## 第16条の2（審査会への諮問等） 関係

### （審査会への諮問等）

第16条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。以下次条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、大崎市情報公開審査会（以下この条及び第18条において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- （1） 審査請求が不適法であり、却下するとき。
  - （2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 前項の場合において、同項の実施機関は、審査会に対し、審議に必要な資料を提出するものとする。
- 3 議会は、第1項の審査請求があったときは、必要に応じて審査会に諮問することができる。この場合において、前項の規定を準用する。

## 〔趣旨〕

- 1 本条第1項は、第11条第1項の決定又は不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、公正かつ客観的な判断を確保するため、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関に対し、審査会に諮問することを義務付けたものである。
- 2 本条第2項は、説明責任の観点から実施機関は、審査会に対し諮問する場合、審議に必要な資料を提出することとしたものである。

## 〔解釈〕

- 1 「大崎市情報公開審査会」は、市長の附属機関であるが、地方自治法第147条の規

定により、市長には市の統轄代表権があり、一つの執行機関の附属機関として設けられた審議会が他の執行機関の諮問に応じ審議することもできる（地方自治法第138条の4関係昭和33年12月8日行政実例）。

## 2 第1項

- (1) 病院事業管理者については、地方自治法上の独立の執行機関とはされておらず、あくまでも市長の補助機関としてとどまっていることから、病院事業管理者が行った開示決定等に対する審査請求は、上級行政庁である市長に対する審査請求によって行われるものである。したがって、本項の実施機関には、病院事業管理者は含まない。
- (2) 「審査請求があったとき」とは、開示決定等に対して開示請求者が審査請求を行った場合のほか、開示決定等に対して利害関係を有するものが審査請求を行った場合を含む。
- (3) 「裁決」とは、審査請求に対する審査庁の裁断行為をいう。病院事業管理者が行った開示決定等に係る市長に対する審査請求については、市長が行う審査庁としての裁断行為をいう。
- (4) 議会を除くとしていることについては、第3項を参照。「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。以下次条において同じ）」とは、議会は地方自治法上議決機関であることから、諮問を義務付ける実施機関から除くものである。
- (5) 「次の各号のいずれかに該当する場合を除き」とは、審査会に諮問することの意義に乏しいものであり、「審査請求が不適法であり、却下するとき」とは、行政不服審査法に基づく審査請求が、次に掲げる場合などで、審査の結果、却下される場合をいう。
  - ア 審査請求が法定の期間（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内）を経過した後になされたとき。
  - イ 審査請求の資格のないものからなされたとき。
  - ウ 審査請求書の記載事項（行政不服審査法第19条）が不備なため、補正を命じてもこれに応じなかったとき。

## 3 第2項

「審議に必要な資料を提出するものとする。」とは、実施機関の説明責任と審議の迅速化の観点から、諮問する場合は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 審査請求書（写し）
- (2) 公文書開示請求書（写し）

- (3) 決定通知書（写し）
- (4) 審査請求に係る経過説明書
- (5) 当該諮問に係る事案の概要書
- (6) 開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容及び当該開示決定等を判断した理由を分類し、整理した資料
- (7) 行政不服審査法第29条に基づき処分庁から徴した弁明書（写し）
- (8) 行政不服審査法第30条に基づき審査請求人等から提出された反論書等（写し）
- (9) その他必要な書類（開示決定等に係る公文書の写し等）

#### 4 第3項

「議会は、第1項の審査請求があったときは、必要に応じて審査会に諮問することができる」とは、市民の知る権利を保障する観点から、審査請求があったときは議会にあっても審査会のような機関に諮問すべきものであるが、議会は地方自治法上附属機関を設置できず、また1に記したとおり大崎市情報公開審査会が執行機関たる市長の附属機関として設置されたものであることから、法的な義務はないものの、実際上の運用は大崎市情報公開審査会に諮問すべきという意味の規定である。

（運用）

- 1 審査請求に関する具体的な事務取扱いについては、事務取扱要綱に定めるところにより行うものとする。
- 2 地方自治法第96条第12号に「普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て」が議決事件として規定されているが、この規定は、普通地方公共団体が自ら審査請求その他の不服申立てを行う場合という趣旨であり、本条による市に対する不服申立てに議会の議決は要しないものである。

### 第17条（諮問をした旨の通知） 関係

（諮問をした旨の通知）

第17条 前条第1項又は第3項の規定により諮問をした実施機関又は議会（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について、反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

#### 〔趣旨〕

本条は、諮問実施機関が審査会に対し諮問をした場合は、説明責任の観点から、関係者に諮問をした旨を通知する義務があることを定めたものである。

#### 〔解釈〕

##### 1 第1号関係

(1) 「審査請求人」になり得る者は、次に掲げる者である。

ア 開示請求をした者本人

イ 開示請求をした者への開示決定若しくは部分開示決定に対して、自己に関わる情報が記録されていることを理由に審査請求をした第三者

(2) 「参加人」とは、行政不服審査法第13条の規定により、審査庁の許可を得て、又は審査庁の求めによって審査請求手続に参加する利害関係人であり、審査請求人と利害を一にするか、反対利害関係を有するか否かを問わない。

##### 2 第2号関係

第2号の規定は、第三者からの審査請求を想定した規定である。したがって、開示請求者に対してなされた開示決定に対して、自己に関する情報が記載されている第三者が当該決定に審査請求をした場合に適用される。なお開示請求者が審査請求を行い、又は審査請求手続に参加していれば、本号ではなく第1号で通知される。

##### 3 第3号関係

「反対意見書を提出した第三者」とは、開示請求にかかる公文書に、開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合に、第12条の規定により当該第三者には意見書を提出する機会が与えられ、当該情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した第三者をいう。開示請求者が不開示決定又は部分開示決定を受けて審査請求をした場合が想定できる。意見書を提出している場合でも、開示決定等に対して審査請求をしていたり、既に審査請求手続に参加している場合には第1号により通知される。

## 第18条（答申の尊重）関係

（答申の尊重）

第18条 諮問実施機関は、審査会の答申があったときは、その答申を尊重して、第16

条の2第1項の審査請求についての裁決を行わなければならない。

〔趣旨〕

本条は、諮問実施機関に対し、諮問に対する答申があったときは、審査会の答申を尊重して、審査請求に係る裁決を行うことを義務付けたものである。

〔解釈〕

「答申を尊重して」とは、諮問実施機関は、審査会が実質上の救済機関として機能するよう設置されたものであることに鑑み、その答申を尊重して審査請求に対する裁決を行わなければならないということである。

〔運用〕

- 1 答申どおり審査請求に対する裁決を行わなかった場合は、諮問実施機関は、審査会に対し、その理由を説明しなければならない。
- 2 審査請求に対する具体的な事務取扱いについては、事務取扱要綱に定めるところにより行うものとする。

第19条（第三者からの審査請求を棄却する場合における手続）関係

（第三者からの審査請求を棄却する場合における手続）

第19条 第12条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- （1）開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- （2）審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

〔趣旨〕

本条は、第三者に関する情報が記載されている公文書の開示決定に対する当該第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する場合又は開示決定等を変更して当該公文書を開示する場合に、当該第三者に訴訟提起の機会を確保するために定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「第12条第3項及び第4項の規定は・・・について準用する」とは、本条第1号及び第2号に掲げる裁決をする場合には、実施機関は、当該裁決の日と開示の実施の日との間に2週間を置かなければならないこと、正当な理由があるときは、期間を延長する

ことができること、また、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないことをいう。

- 2 裁決で審査請求に係る開示決定等を取り消し、実施機関が新たに行う開示決定は、第11条の規定に基づくものであるので、第12条第3項及び第4項の規定が適用される。
- 3 第1号の場合に準用するのは、開示決定の取り消しを求める第三者が審査請求をした場合は、審査請求を却下又は棄却する裁決がなされて直ちに開示されれば、開示決定に対する取消訴訟を提起する機会を失くしてしまうことになるため、裁決と開示の実施日との間に相当の期間を置く必要があるためである。
- 4 第2号の場合に準用するのは、不開示決定等が請求者によって争われ、不開示決定等を変更し情報を開示する旨の決定がなされた場合においても、第三者に開示の実施前に、開示する旨の決定を争う機会を保障する必要があるためである。ただし、開示決定等に対する審査請求において、第三者が参加人となり、開示に反対の意思を表示している場合以外は、出訴の便宜を図るため、開示の実施を遅らせることを正当化する根拠は必ずしも十分とはいえない。すなわち、速やかな開示実施を求める審査請求人の立場も考慮すれば、開示の実施を遅らせることを正当化するためには、不開示決定等に対する審査請求において、当該第三者が、参加人となって不開示決定等を擁護していたことが必要という考えに立って、そのような場合に限り、第12条第3項及び第4項を準用することとしている。

## 第4章 会議の公開

### 第20条（会議の公開）関係

（会議の公開）

第20条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令又は条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- （1）不開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- （2）会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認

## められる場合

### 〔趣旨〕

審議会等の会議の公開については、今日における審議会等の会議の重要性に鑑み、開かれた市政の一層の促進と市政における透明性、公正性をさらに向上させるため、会議の公開について定めたものである。具体的には、大崎市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成19年3月26日付け大崎情第1133号）により実施し、審議会等の審議の状況等を市民に対し明らかにすることで、市政に対する市民の参加の促進に努めるものである。

### 〔解釈〕

- 1 「附属機関の会議」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行うために設置された附属機関の会議をいう。
- 2 「その他の実施機関が別に定める会議」とは、要綱等により市長の下に設置された附属機関に準ずる機関で市長が別に定める会議をいう。具体的には、要綱、要領等の規定によって、市長の担任する事項について審査、審議、調査等を行うために設置された市民、学識経験者等が構成員となっている審議会、懇話会、委員会等の会議をいう。
- 3 「当該会議の構成員の3分の2以上」とは、当該会議の全構成員の3分の2以上をいう。
- 4 本条第2号は、実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議における公正かつ円滑な議事運営を確保するため、審議事項等によっては、公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合に限り適用されるものである。

### 〔運用〕

- 1 不開示の会議の開催と当該会議の議事録及び資料等の公開とは性質を異にするものであり、当該議事録及び資料等の公開については、不開示情報に該当するかどうか別途判断するものであること。
- 2 会議の公開に関しては、大崎市審議会等の会議の公開に関する要綱の定めるところにより行うものとする。

## 第5章 情報公開の総合的推進

### 第21条（情報公開の総合的推進） 関係

（情報公開の総合的推進）

第21条 市は、第2章に定める公文書の開示及び前章に定める会議の公開のほか、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策及び情報公表制度の充実を図り、情報の公開の総合的な推進に努めるものとする。

#### 〔趣旨〕

本条は、情報公開の総合的な推進に関する市の基本的な責務について定めたものである。

#### 〔解釈〕

- 1 市民の情報ニーズに的確に対応するとともに、市民の市政参加を促進し、より開かれた市政を推進するためには、市政に関する情報が適時適切に提供される必要がある。このため、本条は、開示請求に基づいて公文書の開示がなされる公文書開示制度のほか、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、公文書開示制度と相互に補完し合う関係にある情報提供施策と情報公表制度の充実を図り、情報公開を総合的に推進していくことを明らかにしたものである。
- 2 「情報提供施策」とは、広報おおさきの発行、市のウェブサイトの開設、行政資料の刊行、報道機関への情報提供など、請求によらずに、市がその保有する情報を任意に市民に提供する施策をいう。
- 3 「情報公表制度」とは、条例及び規則の公布、財政状況の公表、給与実態の公表など、市民からの請求によらずに、市が法令等により、その保有する情報を公表することが義務付けられている制度をいう。

### 第22条（情報提供施策等の充実） 関係

（情報提供施策等の充実）

第22条 市は、広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実に努めるとともに、刊行物その他の行政資料を広く閲覧に供すること等により、その保有する情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとする。

- 2 市は、法令の規定により義務付けられた情報公表制度の内容の充実を図るとともに、市政に関する情報を公開する制度の整備に努めるものとする。

## 〔趣旨〕

本条は、情報公開の総合的な推進を図るため、情報提供施策及び情報公表制度の充実について定めたものである。

## 〔解釈〕

- 1 第1項の「広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実」とは、広報おおさき、市のウェブサイト、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じ、広報活動の量的充実、質的な向上に努めることをいい、「刊行物その他の行政資料を広く閲覧に供すること等」とは、計画書、統計書、調査・報告書、事業概要等の行政資料を市政情報センター、市政情報コーナーに整備し、広く市民の閲覧に供するほか、写しの交付等情報の提供を行うとともに、白書等行政関係図書類を図書館に備え付けることをいう。
- 2 第2項の「情報公表制度の内容の充実」とは、法令の規定により義務付けられている情報公表制度についても、より正確に、分かりやすく、利用しやすいものにするよう具体の公表の内容について充実を図ることをいう。

## 〔運用〕

- 1 主管課等においては、その主管する事務事業に関し情報提供が可能なものについては、「市政情報の任意提供の取扱いについて（平成18年10月25日付け大崎情第603号総務部長通知）」等により、積極的に情報の提供に応じるよう努めるものとする。
- 2 市長は、情報の開示請求の内容を分析し、各実施機関に対して、市民の必要とする情報を積極的に提供するよう、情報提供施策の拡充を要請しなければならないものとする。

## 第6章 情報公開審査会

### 第23条（情報公開審査会）～第32条（委任）関係

（情報公開審査会）

第23条 次に掲げる事項を所掌するため大崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- （1） 諮問実施機関の諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- （2） 前号に規定するもののほか、実施機関の諮問に応じ、情報公開制度に関する重要事項について調査審議すること。

- 2 審査会は、前項に規定するもののほか、情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長等)

第25条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、第16条の2第2項の規定により提出された資料のほか、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容及び当該開示決定等を判断した理由を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認めるものにその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求める

ことその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第28条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査請求人等の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第29条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第30条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又はそれらの写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議の会議の非公開)

第31条 第23条第1項第1号の規定による調査審議を行う審査会の会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

第32条 審査会は、諮問に対する答申をしたとき、又は第23条第2項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表するものとする。

2 審査会は、前項に規定する答申が第23条第1項第1号の規定によるものである場合においては、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(委任)

第33条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 〔趣旨〕

- 1 本章は、審査会の設置、組織、運営等について定めたものである。
- 2 第23条は、第16条の2第1項の規定による実施機関の諮問又は情報公開制度に関する重要事項についての諮問に応じ、審査請求等について調査審議するため、市長の附属機関としての審査会を置くとともに、情報の公開に関する重要事項について、実施機関に建議できることとしたものである。
- 3 第24条から第33条までは、審査会の組織、任期、会長、会議、審査会の調査権限、意見の陳述、意見書等の提出、提出資料の閲覧等、調査会議の不開示、答申書の送付等、秘密の保持及び会長への委任について定めたものである。

## 〔解釈〕

- 1 第23条関係
  - (1) 「諮問実施機関の諮問に応じ」とは、市長若しくは実施機関（病院事業管理者を除く。）又は議会すべての実施機関の諮問ということである。審査会は、市長の附属機関として設置するものであるが、市長以外の実施機関からの諮問に対しても調査審議を行うものである。
  - (2) 「情報公開制度の運営に関する重要事項」とは、情報公開制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な改善、情報の公開の総合的推進を図る必要な事項等をいう。
- 2 第24条関係

市長の附属機関である審査会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、特別職に該当することから、同法第34条の守秘義務を負わないが、審査会の機能、権限（不開示情報が記録された公文書を直接見分するいわゆるインカメラ審理の権限が与えられていることなど）に鑑み、本条第5項により守秘義務を負うこととしている。また、この守秘義務に違反して秘密を漏らした者は、第39条に規定する罰則の対象となる。
- 3 第25条関係
  - (1) 審査会は合議制機関であるが、会務を総理し、審査会を代表する会長を定めておく必要がある。その選定方法については、市長の任命によるのではなく、委員の互選方式によることとしている。
  - (2) 会長の職務代理者の選定方法については、会長の指名によることとしている。会長の事故は何時発生するか予測しがたいので、会長の選定後直ちに職務代理者を指名す

る必要がある。

#### 4 第26条関係

本条は、審査会の会議運営について定めたものである。

#### 5 第27条関係

##### (1) 第1項

審査会において迅速で適切な判断が行えるようにするため、審査会委員が審査請求に係る公文書を実際に見て（インカメラ審理）不開示とする理由となる情報が記録されているかの判断や開示範囲が適切かどうか等について審理することが適当であることから、審査会は、必要があると認めるときは、「開示決定等に係る公文書」そのものについて諮問実施機関に対し、提示を求めることができることとしたものである。

##### (2) 第2項

諮問実施機関に対し、審査会から前項の規定による求めがあったときは、審議の公平性の観点から、必ず当該公文書を提出しなければならない義務を課したものである。

##### (3) 第3項

「必要があると認めるとき」とは、当該公文書に記録されている情報の性質、当該事案の証拠関係等に照らし、審査会が当該公文書を実際に見分したとしてもなお生ずる適切な判断の困難性がある場合をいう。なお、本条第3項の規定については、第1項の規定の場合と異なり第2項の規定は適用されないが、このことをもって、第3項の規定につき、審査会の求めを拒否するか否かの判断を諮問実施機関の裁量にゆだねようとする趣旨と解することは適切ではない。この条例が、審査会に本条第3項の権限を付与した以上、諮問実施機関はその求めに応ずるべきものである。

##### (4) 第4項

「その他必要な調査」とは、専門家から意見を聴取するなど審査会が審議の参考とするためにする調査をいう。

#### 6 第28条関係

- (1) 審査会の調査審議は、その取り扱う事件の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としている。本項は、この書面審理の例外として、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等及び処分庁に必要な主張立証の機会を与えるようにするため、審査請求人等及び処分庁が審査会に対して口頭意見陳述を求める

ことができることを規定したもので、行政不服審査法第31条第1項と同様の趣旨によるものである。なお、本条の規定は「対質」請求権まで保障しているとは解されない。（「対質」：訴訟上、同時に数人の証人を在廷させて同一事項について尋問し、あるいは1人の証人の証言を聞かせた上で他の証人にその真偽を確認し、また不一致な部分につき弁明討論させること。）また、口頭意見陳述の機会を与えたが、正当な理由なく出席しない場合、又は所在その他の事情により連絡が取れない等で意見を述べる機会を与えることが困難である場合には、口頭意見陳述を聴かずに、審査会で審査・答申することになる。

- (2) 第2項は、審査会の承認の下に、口頭意見陳述の際の補佐人の出席について定めたものである。「補佐人」とは、行政不服審査法第31条第3項に規定する「補佐人」と同義であり、自然科学的・人文科学的な専門知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者をいうものである。なお、審査会は、補佐人の出席を承認する場合にも、合理的な範囲にその人数を制限することができる。

## 7 第29条関係

- (1) 「意見書又は資料を提出することができる。」とは、審査請求人等が、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる権利を付与したものである。
- (2) 意見書の提出権は、前条の口頭意見陳述権とともに、審査請求人の重要な権利を構成するが、これを保障する理由は、意見陳述権と同様、審査請求人等の権利、利益の保護（弁明・反論の機会の付与）と適正な審査の実現（審査会への十分な資料の提供）である。
- (3) 「相当の期間」とは、意見書、資料を準備・提出するのに一般に合理的に必要と考えられる期間をいい、意見書等の提出期間が短すぎてその提出ができなかった場合には、審査請求人等はこれを裁決の違法事由と主張し得るものである。

## 8 第30条関係

- (1) 「審査会に提出された意見書若しくは資料」とは、第27条第3項の資料及び同条第4項の意見書又は資料及び第29条の規定により審査請求人等が提出した「意見書又は資料」をいう。なお、仮に開示決定等に係る情報が記録された公文書が提出されていても、当該公文書はその開示の是非が争われているのであり、審査会の調査審議手続において当該公文書の閲覧を求めることは当然できない。
- (2) 審査会が閲覧・複写を拒むことができるのは、「第三者の利益を害するおそれがある

ると認めるときその他正当な理由があるとき」である。ここでいう「第三者」とは、審査会に提出された意見書・資料にその情報が含まれる第三者であり、第12条に定める開示決定等に係る公文書に自己の情報が含まれている第三者と同一であるとは限らないので、第29条の意見書提出の機会とは別に、事前の意見表明の機会が付与されるべきである。

- (3) 「第三者の利益を害する」とは、例えば、プライバシーを侵害したり、営業上の秘密を露呈させたりする場合であり、「その他正当な理由があるとき」とは、行政上の秘密の場合のほか、閲覧請求が権利濫用の場合を含む。ただし、閲覧請求の対象となった意見書又は資料に一部でも開示できない部分があれば全部の閲覧を拒否しうるのではなく、閲覧可能になった部分を分離して開示しなければならないのが原則である。
- (4) 本条の閲覧請求権は、審査会の調査審議手続における主張立証の便宜のために認められているものであるから、審査会の答申後は、閲覧を求めることはできない。
- (5) 意見書等を閲覧に供するときは、事件の調査審議に支障が生じないように、その日時・場所を指定することができる。ただし、審査請求人等が十分な主張・立証をすることができるようにするという本条の趣旨を損なわない範囲において指定しなければならない。

## 9 第31条関係

実施機関からの諮問に基づいて行われる審査請求に係る審査会の調査審議の手続が、実施機関の開示決定等の適否について行われるものであり、公開することにより、不開示情報等が公になることがあり得ること等から、非公開としたものである。

## 10 第32条関係

審査会の答申の内容が審査請求人及び参加人に確実に伝達されることを担保するとともに、審査会のアカウントビリティの観点から、答申内容の公表を義務付けたものである。公表の対象を「答申の内容」としたのは、答申書の中に、審査請求人や参加人の氏名、住所等公表することが不適当なものが含まれているからである。

## 11 第33条関係

本条は、本章の審査会の運営に関し、第23条から第32条までの規定のほか、必要な事項は、会長が審査会に諮って定めるということである。

## 第7章 雑則

### 第34条（公文書の検索資料の作成等）関係

（公文書の検索資料の作成等）

第34条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

#### 〔趣旨〕

本条は公文書の開示を請求する市民の利便を図るため、公文書の目録等公文書の検索に必要な資料を作成し、市民の利用に供することを実施機関の責務として定めたものである。

#### 〔解釈〕

- 1 「公文書の検索に必要な資料」とは、文書分類表、文書件名目録等をいう。
- 2 「一般の利用に供する」とは、文書分類表、文書件名目録等を市政情報センターに備え、市民が閲覧できるようにしておくことをいう。

#### 〔運用〕

文書分類表、文書件名目録等に関しては、大崎市文書取扱規程の定めるところによる。

### 第35条（出資団体等の情報公開）関係

（出資団体等の情報公開）

第35条 市から出資、出えん又は補助金の交付を受けた団体（公社を除く。以下「出資団体等」という。）は、その公共性に鑑み、当該出資団体等の保有する情報の公開に努めなければならない。

- 2 出資団体等のうち実施機関が定めるものは、実施機関に準じて当該団体の保有する情報の公開に関する規程を定めるとともに、情報の一層の公開に努めなければならない。
- 3 市は、出資団体等に対し、その性格及び業務内容に応じ、当該出資団体等の情報の公開が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### 〔趣旨〕

本条は、市から出資等を受けた団体についても、出資等の公共性に鑑み、情報の公開を推進すべきであることから、出資団体等の情報の公開に関して定めたものである。また、併せて出資団体等の情報の公開が推進されるよう、必要な施策を講ずることを市の責務として定めたものである。

## 〔解釈〕

### 1 第1項

市政運営の透明性の一層の向上を図るためには、実施機関のみならず、市から出資等の財政的援助等を受け、市政の補完的役割を果たしている団体においても、情報の公開が行われることが必要であることから、出資団体等の保有する情報の公開に努める必要があることを明らかにしたものである。ただし、公社は実施機関であることから、本条の適用を受けないものであることから除くものである。

### 2 第2項

(1) 本条第2項の規定により出資団体等のうち実施機関が定めるもの（「特定出資団体等」という。）は、第1項に規定する出資団体等の中でも特に公共性が高く、当該特定出資団体等の保有する情報の一層の公開が求められる。このため、本条第2項では、特定出資団体等自らが情報公開に関する規程を自主的に定め、情報の一層の公開に努めなければならないことを規定したものである。

(2) 「出資団体等のうち実施機関が定めるもの」とは、施行規則第9条に規定する次の法人をいう。

ア 資本金又は基本財産（基金を含む。）の額のうちに市からの出資又は出えんの額の占める割合が2分の1以上の出資団体等

（参考）

（株）まちづくり古川，（株）アクアライト台町，（株）醸室，（株）大崎市三本木振興公社，（株）池月道の駅，鳴子まちづくり（株），（株）オニコウベ，（株）たじり穂波公社

イ 市から一会計年度において受けた補助金等の合計額が、当該会計年度における当該補助金にかかる事業の総事業費のうちに占める割合が2分の1以上である出資団体等市が総事業費の2分の1以上を補助している法人

### 3 第3項

市には、出資団体等の情報の公開の推進のため、必要な施策を講ずる責務があることを明らかにしたものである。

## 〔運用〕

特定出資団体は、資本金又は基本財産（基金を含む。）の額のうちに市からの出資又は出えんの額の占める割合が2分の1以上の出資団体等については毎年4月1日現在をもって、

市から一会計年度において受けた補助金等の合計額が，当該会計年度における当該補助金にかかる事業の総事業費のうちに占める割合が2分の1以上である出資団体等市が総事業費の2分の1以上を補助している法人にあっては前年度の実績から定めるものとする。

### 第36条（指定管理者の情報公開） 関係

（指定管理者の情報公開）

第36条 市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行う指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は，公の施設の管理の公共性に鑑み，この条例の趣旨に即して，その保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関する規程を定め，当該情報の一層の公開に努めなければならない。

2 市は，その設置する公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは，公の施設の設置の目的及びその業務の内容に応じ，公の施設の管理に関する情報の公開が推進されるよう，必要な施策を講ずるものとする。

#### 〔趣旨〕

本条は，市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者について，公の施設の管理の公共性に鑑み，情報の公開を推進すべきであることから，指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関して定めたものである。また，併せて指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報の公開が推進されるよう必要な施策を講ずることを市の責務として定めたものである。

#### 〔解釈〕

##### 1 第1項

市政運営の透明性の一層の向上を図るためには，実施機関や出資団体等のほか，市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者においても情報の公開が行われることが必要であることから，指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関する規程を自主的に定めることとし，当該情報の一層の公開に努めなければならないことを明らかにしたものである。

##### 2 第2項

市には，指定管理者が保有する公の施設の管理に係る情報の公開の推進のため，必要な施策を講ずる責務があることを明らかにしたものである。

### 第37条（実施状況の公表）関係

（実施状況の公表）

第37条 市長は、毎年度、各実施機関における情報公開制度の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

〔趣旨〕

- 1 本条は、この条例の施行の状況について公表することを市長の責務として定めたものである。
- 2 本条は、情報を公開する制度の施行の状況を的確に把握して今後の適正な運用を図るとともに、施行の状況を市民に公表することにより情報を公開する制度の市民の適正な利用及び当該制度の健全な発展を推進する趣旨である。

〔運用〕

- 1 施行の状況の公表は、規則及び事務取扱要綱の定めるところにより行うものとする。
- 2 実施状況の公表は、市の広報紙及び市のウェブサイトに登載並びに市政情報センター・市政情報コーナーに資料を設置することにより行うものとする。（施行規則第10条）
- 3 公表する事項については、次に掲げる事項をいう
  - (1) 公文書の開示請求件数
  - (2) 公文書の開示請求内容
  - (3) 開示決定等件数
  - (4) 審査請求の件数
  - (5) 審査請求の内容及びその処理状況
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が公表すべきと認める事項
- 4 本条に基づく公表とは別に、審査会に対しても、本条例の運用状況について適宜に報告することが求められる。

### 第38条（委任）関係

（委任）

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

〔趣旨〕

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、各実施機関がそれぞれ規則等により定めることとしたものである。

## 〔運用〕

1 この条例の施行に当たっては、実施機関によって制度の運営に相違が生ずることのないよう十分留意する必要があるとともに、各実施機関が規則等を制定し、又は改正する場合には、実施機関相互間で十分に連絡調整を図るものとする。

2 本条により市長が定めた規則等は、次のとおりである。

大崎市情報公開条例施行規則

大崎市公文書開示事務取扱要綱

大崎市情報公開条例の解釈と運用について

大崎市審議会等の会議の公開に関する要綱

出資団体等及び指定管理者の情報の公表に関する要綱

公文書の写し等に対して負担しなければならない費用の告示

3 本条により実施機関によって定められた規則等は次のとおりである。

大崎市議会情報公開条例施行規則

大崎市教育委員会情報公開条例施行規則

大崎市農業委員会情報公開条例施行規程

大崎市選挙管理委員会情報公開条例施行規程

大崎市固定資産評価審査委員会情報公開条例施行規程

大崎市監査委員情報公開条例施行規程

大崎市水道事業情報公開条例施行規程

大崎市病院事業情報公開条例施行規程

大崎市土地開発公社情報公開条例施行規程

## 第39条（罰則）関係

第39条 第24条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## 〔趣旨〕

本条は、情報公開審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものである。

## 〔解釈〕

審査会の委員は、その審議の場合において、審査請求事案では、個人情報やその他の不開示情報をインカメラで審査することができるとともに、条例の各諮問事項等の審議

でも、その審理の過程において、職務上様々な秘密を知り得ることになることから、この場合の「秘密」は個人の秘密のみならず、職務上知り得た秘密も対象とされる。